

越前町災害廃棄物処理計画

令和4年4月

越 前 町

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
(1) 計画の位置づけ.....	2
(2) 上位・関連計画.....	3
3 対象とする災害と廃棄物等.....	5
(1) 対象とする災害.....	5
(2) 対象とする廃棄物.....	5
(3) 災害の発生時期.....	8
4 被害想定.....	9
(1) 地震.....	9
(2) 津波.....	11
(3) 風水害.....	13
5 災害廃棄物処理の基本方針.....	17
第2章 災害廃棄物処理体制	18
1 組織・配備体制、業務分担.....	18
(1) 越前町災害対策本部.....	18
(2) 災害廃棄物等の処理に係る組織体制.....	19
2 情報収集・連絡.....	22
(1) 情報収集体制.....	22
(2) 情報収集・連絡.....	23
3 協力・支援体制.....	28
(1) 自衛隊・警察・消防との連携.....	28
(2) 国・県への支援要請.....	28
(3) 災害廃棄物処理等に関する協定.....	29
(4) ボランティアとの連携.....	29
4 住民への啓発・広報.....	30
(1) 広報手段.....	30
(2) 広報の内容.....	30
(3) 問合せ・相談窓口の設置.....	31

第3章 災害廃棄物発生量の推計	32
1 概要.....	32
2 廃棄物発生量の推計.....	32
(1) 震災廃棄物発生量の推計.....	32
(2) 水害廃棄物発生量の推計.....	34
3 処理フロー.....	36
4 処理スケジュール.....	37
第4章 災害廃棄物処理計画	39
1 仮置場の配置と搬入ルート.....	39
(1) 仮置場の配置.....	39
(2) 搬入ルート.....	44
2 災害廃棄物の処理・処分（再利用・再資源化）における処理能力.....	45
(1) 鯖江クリーンセンターの能力.....	45
3 処理に関する条件設定.....	47
4 災害時に確保すべき能力.....	47
(1) 民間の災害廃棄物の処理・処分施設の能力.....	47
(2) 処理能力の確保.....	47
5 解体・撤去の指針.....	48
(1) 解体撤去作業の進め方.....	48
(2) 被災家屋等の解体・撤去.....	50
(3) 解体撤去時の周辺環境対策.....	50
6 思い出の品等.....	52
(1) 対象とする思い出の品等.....	52
(2) 思い出の品等の取扱ルール.....	52
7 搬出・運搬の指針.....	54
(1) 搬出・運搬計画の策定.....	54
(2) 搬出・運搬計画の見直し.....	54
8 仮置場の運用計画.....	55
(1) 仮置場の運営・管理.....	55
(2) 仮置場の復旧.....	56
9 再利用・再資源化施設、処理施設、処分場への運送手段.....	56
10 災害廃棄物の再利用・再資源化、処理対策.....	57
(1) 分別.....	57
(2) 処理・再資源化.....	58
11 環境対策・モニタリング.....	59

第5章	ごみ処理計画	60
1	処理施設及び収集能力	60
	(1) 鯖江クリーンセンターの処理能力	60
	(2) 災害時に補完すべき能力	60
2	ごみ収集・運搬体制	60
	(1) 生活ごみ	60
	(2) 避難所から排出されるごみ	61
	(3) 家庭ごみ(避難所ごみ)発生量の推計	64
3	処理体制	65
	(1) 処理体制	65
	(2) 衛生対策	65
第6章	し尿処理計画	66
1	処理施設及び収集能力	66
	(1) 処理施設の能力	66
	(2) 災害時に補完すべき能力	66
2	仮設トイレの配置計画	66
	(1) し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数	66
3	仮設トイレの維持管理体制	69
4	し尿処理体制・処理体制の復旧	70
	(1) し尿回収の体制の整備	70
	(2) 処理	70
	(3) し尿処理体制の復旧	70
第7章	適正処理が困難な廃棄物等への対応	71
1	危険物・有害廃棄物等の処理	71
2	主な適正処理困難物の処理対策	72
	(1) 津波堆積物の処理	72
	(2) 海岸廃棄物の処理	72
	(3) 太陽光パネルの処理	72
第8章	実効性の確保に向けて	73
1	職員の教育・訓練	73
2	本計画の見直し	73

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

平成23年3月に発生した東日本大震災では約3,100万tもの災害廃棄物が発生し、量もさることながら多様な廃棄物が混ざりあったことにより、迅速で適切な処理が困難となり多くの自治体で混乱が生じ、被災地の復旧・復興にとって大きな課題となった。

この際の経験や知見を踏まえて、環境省は平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、災害廃棄物対策における基本的事項を示した。

また、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号）では、市町村の役割として災害廃棄物処理計画の策定を行うこととされている。

本町における近年の災害としては、平成10年9月に台風第7号による大規模な災害が発生し、平成29年10月の台風第21号では、本町始まって以来初めてとなる「避難勧告」を、平成30年7月豪雨では「避難指示」を発令した。また最近では令和3年7月29日の記録的大雨により床上、床下浸水等の被害が発生するなど、年々災害の規模が大きくなりつつあり、こうした大規模災害により発生する災害廃棄物の処理について、事前に十分な対策を講じておくことが求められている。

本計画は、本町の災害廃棄物処理に関する基本的事項を定め、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することにより、災害時の環境衛生を確保し、被災地域の早期の復旧・復興に資することを目的として策定するものである。

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	発生日月	災害廃棄物量	処理期間
阪神・淡路大震災	H7年1月	1,500万t	約3年
新潟県中越地震	H16年10月	60万t	約3年
東日本大震災	H23年3月	3,100万t (津波堆積物1,100万t含む)	約3年 (福島県を除く)
広島県土砂災害	H26年8月	52万t	約1.5年
熊本地震 (熊本県)	H28年4月	311万t	約2年
平成30年7月豪雨 (岡山県、広島県、愛媛県)	H30年7月	200万t ※1	約2年
令和元年房総半島台風・東日本台風	R1年9月、10月	168万t ※2	約2年 (予定)
令和2年7月豪雨	R2年7月	49万t ※3	約1.5年 ※4 (予定)

※1 主要被災3県の合計（令和元年9月時点）

※2 被災自治体からの報告の合計（令和2年8月末時点）

※3 令和2年11月末時点調査。土砂混じりがれきを含む。

※4 熊本県分のみ（令和2年8月末時点）

資料：大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会 協議会資料

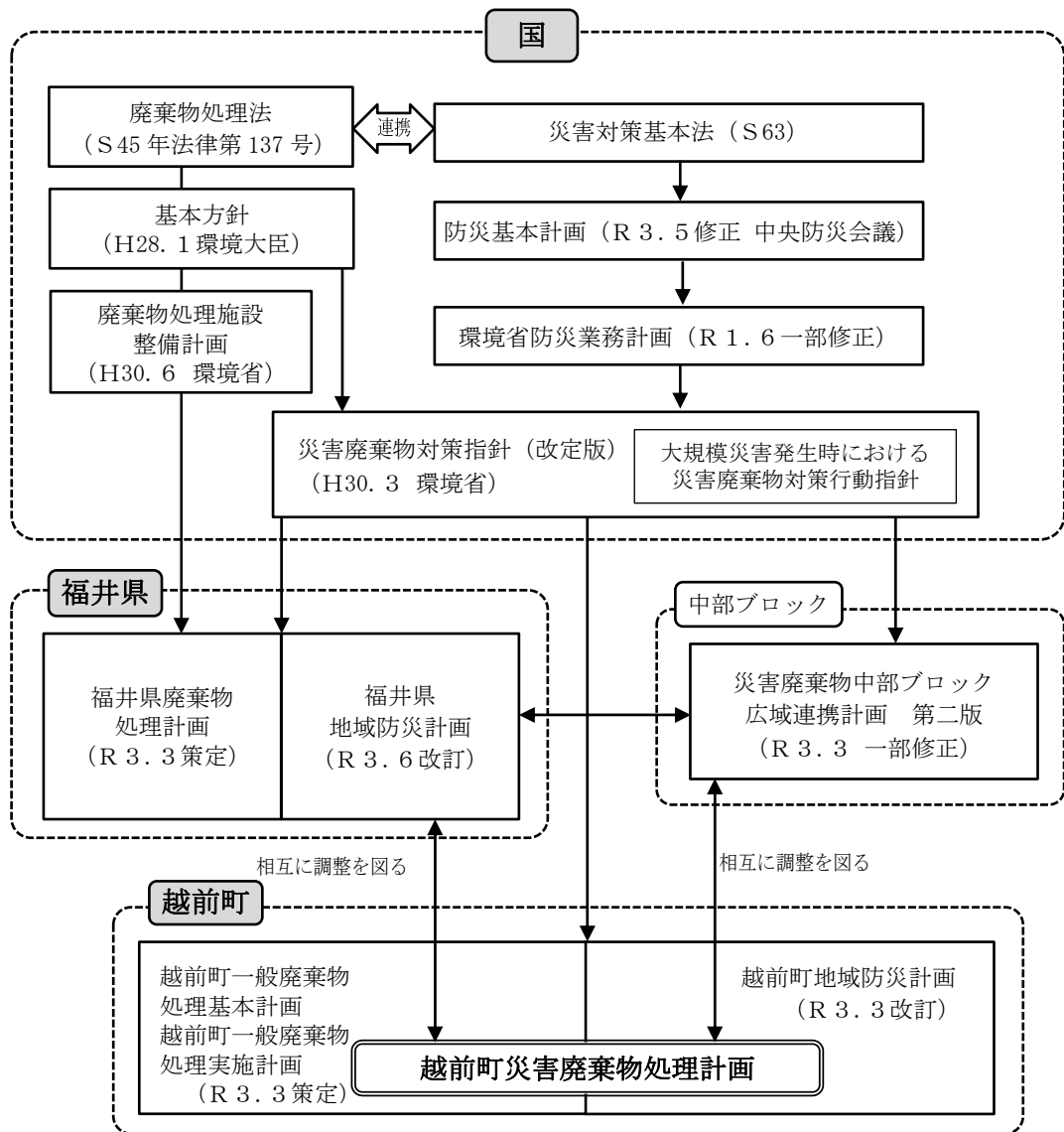
2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針等を踏まえるとともに、福井県廃棄物処理計画等の上位・関連計画と整合を図り、越前町地域防災計画を補完するものである。

また、本町における災害廃棄物処理の基本的な考え方や方針、廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために必要となる事項についてとりまとめるものである。

計画の位置づけ



廃棄物処理法	災害廃棄物処理の基本原則を定めたもの。
環境大臣基本方針	廃棄物の減量や適正処理に関する施策を推進するための基本的事項を定めたもの。
災害廃棄物対策指針	災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策について定めたもの。
大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針	大規模災害時において、災害廃棄物処理に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、オールジャパンでの対応の実現について定めたもの。

(2) 上位・関連計画

「福井県廃棄物処理計画」及び「越前町地域防災計画」における災害廃棄物対策の基本的な考え方や実施体制等を次に示す。

① 福井県廃棄物処理計画（令和3年3月）

災害廃棄物対策	
基本的な考え方	<p>災害廃棄物については、国、地方公共団体、事業者がそれぞれの役割に基づき、連携・協力して、適正かつ円滑・迅速な処理を行う。</p> <p>また、発災直後から極力分別するとともに、積極的な再生利用等により、廃棄物が極力減量化されるよう努める。</p>
市町の役割	<p>○災害廃棄物は、原則一般廃棄物であることから、市町が処理の責任を担う。</p> <p>○県内他市町または県外で大規模な災害が発生した場合は、被災地域や地方公共団体からの要請に応じて、被災地域へ人材及び資機材提供等の支援を行うとともに、災害廃棄物の広域処理に協力する。</p>
平時に検討すべき事項	<p>市町は、災害廃棄物処理計画を策定し、以下の項目を中心に災害廃棄物処理対策を検討しておくことが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の組織体制、指揮命令系統及び連絡体制の整備 ○自治体や消防、警察等との協力・支援体制の構築 ○ごみ処理施設の補修体制の整備 ○仮設トイレの備蓄等、し尿処理体制の確保 ○有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の対策 ○災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場候補地の選定・受け入れ可能な最終処分場の確保 ○住民等への啓発・広報の実施 ○廃棄物の種類ごとの処理方法や分別手順
災害発生時に実施すべき事項	<p>市町は、災害廃棄物の処理にあたり、以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織体制・指揮命令系統の確立 ○被災状況等の情報収集及び県への情報提供 ○廃棄物処理に必要な資機材や人員等の支援についての検討 ○ごみ処理施設や収集運搬ルート of 被害状況の確認及び必要に応じてごみ処理施設の補修を実施し、廃棄物を処理 ○仮設トイレ等の設置及びし尿処理 ○廃棄物の収集運搬体制の整備 ○被害状況を踏まえた災害廃棄物発生量・処理可能量の推計 ○被害状況等を踏まえた処理スケジュールの検討 ○災害廃棄物発生量をもとに仮置場の必要面積を推計し、仮置場を設置 ○火災防止等に留意した仮置場の運営・管理 ○有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の対策 ○相談窓口の設置 ○地域住民やNPO・ボランティア等への啓発・広報

② 越前町地域防災計画（令和3年3月改訂）

1 実施体制

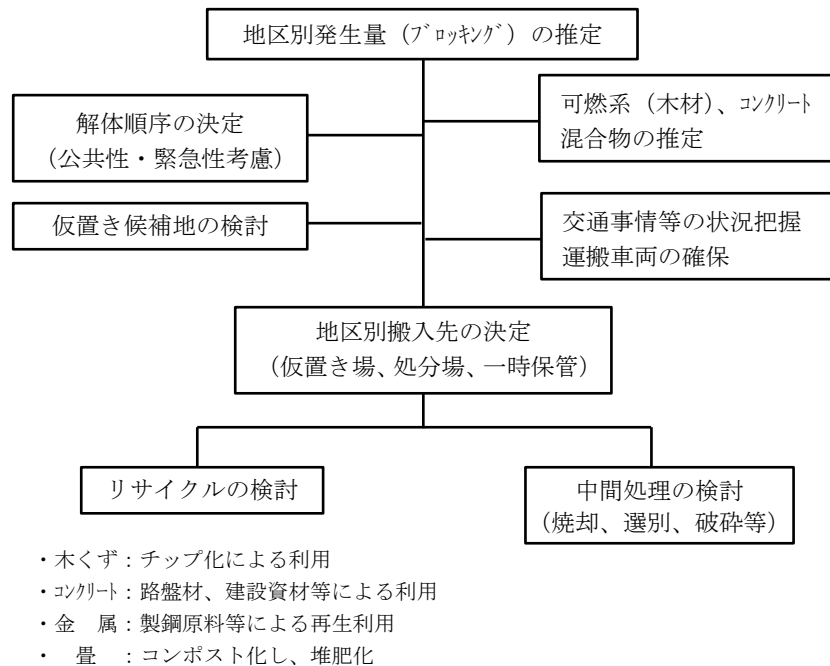
災害廃棄物の処理は、発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況等を総合的に判断し、建設班が中心となって適切な収集・処理体制をとる。

2 初期対応

- (1) 災害廃棄物の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートを確認する。

3 災害廃棄物処理活動

- (1) 災害廃棄物の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、町民及び作業者の健康・安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、県、隣接市町及び関係団体に応援を要請する。



4 広域処理体制の確立等

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

3 対象とする災害と廃棄物等

(1) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、次に示すように「地震・津波」及び「風水害等」とする。

対象とする災害

対象とする災害	概要
地震災害	地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、その他異常な現象により生ずる被害
風水害等	大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土砂災害等の被害

※原子力災害について

廃棄物処理法上、放射性物質及びこれによって汚染された物は廃棄物に該当しないため、原子力災害は本計画の対象外となるが、越前町地域防災計画 第5編（原子力災害対策計画）において、「町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。」とされている。

(2) 対象とする廃棄物

① 災害廃棄物の特徴

災害廃棄物は、地震災害、風水害等により一時的かつ大量に発生する廃棄物であり、次のような特徴がある。

災害の種類別の災害廃棄物の特徴

災害の種類	災害廃棄物の特徴
風水害	<ul style="list-style-type: none">・木くずや大型ごみ（家具等）が大量に発生する。・床上・床下浸水による片付けごみが多く、建物解体は比較的少ない。・水分を含むため腐敗しやすく、悪臭、汚水が発生する。・水が引いたあと一斉に片付けごみが家屋前の路地等に排出される。
地震	<ul style="list-style-type: none">・大型ごみが大量に発生する。・全壊・半壊等の建物解体によるものが中心である。・瓦、コンクリートブロックなど、不燃物の排出が多い。・片づけごみは、割れ物、家具、家電類が比較的多い。
津波	<ul style="list-style-type: none">・津波堆積物が発生する。・混合廃棄物が散乱し、津波堆積物とも混合する。塩分や重金属等を含むため、処分に留意する必要がある。

② 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、対象とする災害により直接発生する災害廃棄物及び災害からの復旧・復興の過程において、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とし、次表のとおりとする。

対象とする廃棄物

廃棄物の種類	内 容
災害廃棄物	
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団、マットレスで、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在した、おおむね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場等から発生する原料及び製品等
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物類等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する
適正処理困難物	グランドピアノ等の町の廃棄物処理施設では処理が困難なもの、漁網、石膏ボード、廃船舶等
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	
生活ごみ	被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

資料：災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定、環境省）を基に一部修正

以上のとおり、災害によって多様な廃棄物が発生するが、災害によって発生する廃棄物のイメージを次に示す。

地震、風水害等の災害によって発生する廃棄物のイメージ

		
木質系廃棄物	廃畳類	津波堆積物
		
可燃系混合物	コンクリートがら	金属くず
		
廃家電類	廃自動車	危険物

資料：環境省 災害廃棄物対策フォトチャンネル

http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/

被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物のイメージ

	
生活ごみの排出	避難所のごみの集積
	
し尿の汲取り	道路上に排出された片付けごみ

資料：消防庁「防災48」

https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/senmon/bosai/photograph/04_00.html

(3) 災害の発生時期

災害廃棄物の処理は、下表に示すとおり発生する季節や時間帯によって留意事項が異なる。本計画ではこれら発生時期等の違いによる留意事項に配慮する。

災害廃棄物の処理に係る季節等の違いによる留意点

発生時期・時間帯			留意点
季節	夏季	-	・腐敗性廃棄物（生ごみ等）の迅速な処理 ・仮置場等でのネズミやハエ等害虫、悪臭発生防止対策
	冬季	-	・強風による災害廃棄物の飛散 ・降積雪による収集・運搬、保管等への影響 ・路面凍結による収集・運搬等への影響
	夏季～冬季		・台風等による二次災害（飛散等）の対策
時間帯	-	朝・夕	・火災が発生する可能性あり
	-	深夜	・初動の組織体制構築に遅れが出る可能性あり

4 被害想定

(1) 地震

本計画で想定する地震は、「越前町地域防災計画」で想定している「福井平野東縁断層帯地震」及び「浦底-柳ヶ瀬山断層帯地震」によって発生する被害とする。各想定地震の概要及び被害概要を次に示す。

① 想定地震

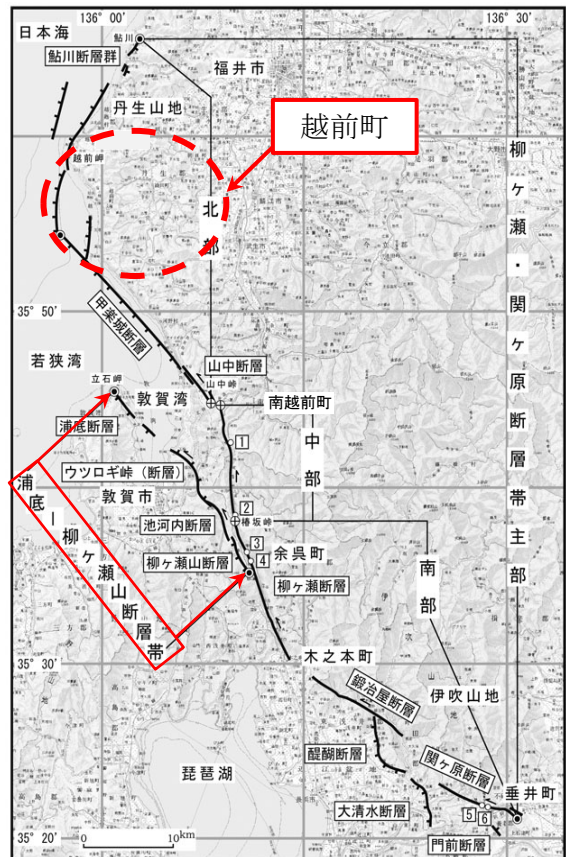
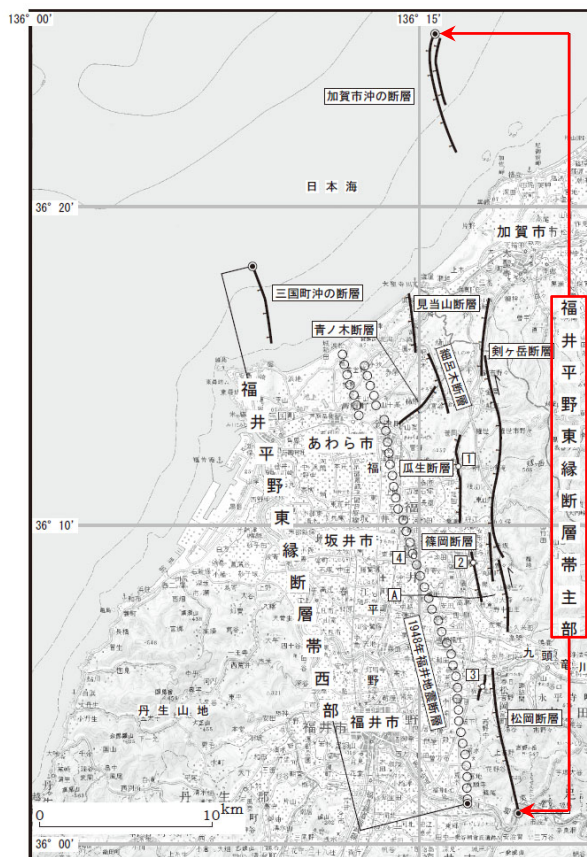
想定地震の概要

地震名	地震規模 (マグニチュード)	断層長さ	地震発生確率			最大震度
			30年以内	50年以内	100年以内	
福井平野東縁断層帯地震	7.6程度	約45km	ほぼ0% ～ 0.07%	ほぼ0% ～ 0.1%	ほぼ0% ～ 0.3%	7
浦底-柳ヶ瀬山断層帯地震	7.2程度	約25km	不明※	不明※	不明※	7

※ 平均活動間隔が判明していない等の理由より、地震発生確率を求めることができない。

資料：福井県地震被害予測結果、地震調査研究推進本部

断層帯位置図



資料：地震調査研究推進本部

② 被害概要

想定地震による本町の被害予測結果

項目		福井平野東縁断層帯地震	浦底一柳ヶ瀬山断層帯地震
震 度		4～6強	5弱～6弱
建物被害 (棟)	全壊 ^{※1}	39 (0.3%)	107 (0.8%)
	半壊 ^{※1}	149 (1.1%)	1,219 (9.3%)
	火災・延焼 ^{※2}	0 (0.0%)	0 (0.0%)
人的被害 ^{※3} (人)	死者数	1 (0.0%)	7 (0.0%)
	負傷者数	18 (0.1%)	150 (0.6%)
	重傷者数	2 (0.0%)	7 (0.0%)
	軽症者数	17 (0.1%)	144 (0.6%)
ライフライン 被害 ^{※4}	上水道断水世帯数 (世帯)	734 (9.1%)	5,510 (68.6%)
	下水道被災人口 (人)	656 (2.8%)	439 (1.8%)
	停電軒数 (軒)	16 (0.2%)	160 (1.5%)
	電話不通回線数 (軒)	1 (0.0%)	9 (0.1%)
	L P ガス (件)	9 (0.2%)	2 (0.0%)
避難者数 ^{※5} (人)		762 (3.2%)	4,866 (20.5%)
	建物被害による	109 (0.5%)	1,198 (5.0%)
	断水による	653 (2.7%)	3,668 (15.4%)
震災廃棄物	重量 (千 t)	6	66
	体積 (千 m ³)	8	108

※1 全壊、半壊は被害が最大となる「揺れ+液状化」による建物被害の場合（積雪による影響は考慮せず）

※2 火災は、被害が最大となる「冬18時、風速10m/s」の場合

※3 死者、負傷者数が最大となる「冬5時、風速10m/s」の場合を想定

※4 上水道断水世帯数、下水道被災人口ともにピーク時を想定、停電軒数は被害が最大となる「冬18時、風速10m/s」の場合、電話不通回線数は被害が最大となる「冬18時、風速10m/s」の場合

※5 避難者数は、建物被害による避難者数と断水による避難者数の合計、1日後をピーク時として算出

資料：越前町地域防災計画

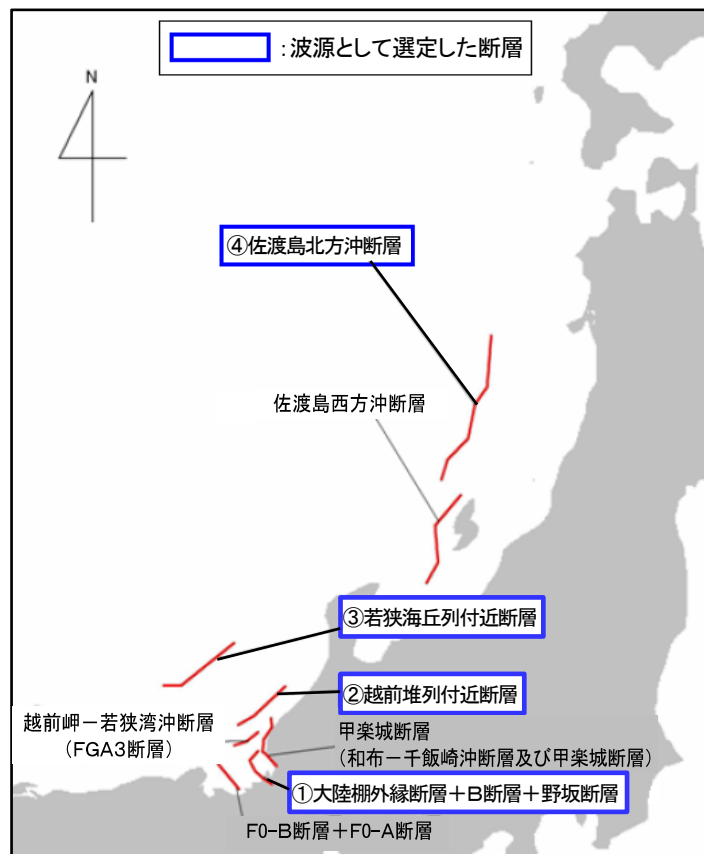
(2) 津波

本計画で想定する津波は、「越前町地域防災計画」で想定している4つの断層帯地震により発生する被害とする。福井県では、東日本大震災を踏まえ、県内沿岸市町が津波対策の参考とするための基礎的資料として、県独自で津波高や浸水深の計算を行っている。以下に、平成24年に行った津波シミュレーションの結果を示す。

① 選定波源

選定波源	マグニチュード (Mw)	断層モデルのパラメータ	
		すべり量	長さ、幅
① 大陸棚外縁+B+野坂断層	7.28	3.73m	長さ 49 km 幅 17.32 km
② 越前堆列付近断層	7.44	4.62m	長さ 65 km 幅 17.32 km
③ 若狭海丘列付近断層	7.63	6.43m	長さ 90 km 幅 17.32 km
④ 佐渡島北方沖断層	7.99	12.01m	長さ 167 km 幅 17.32 km

津波断層モデルの位置図



資料：福井県津波シミュレーション結果（平成24年）

② 越前町の想定結果

各波源における想定津波高

(単位：m)

大陸棚外縁+B+野坂断層	越前堆列付近断層	若狭海丘列付近断層	佐渡島北方冲断層
0.91～2.24	1.34～5.51 (梨子ヶ平付近)	1.41～4.38	1.11～2.95

各波源における想定津波到達時間

(単位：分)

大陸棚外縁+B+野坂断層		越前堆列付近断層		若狭海丘列付近断層		佐渡島北方冲断層	
第一波到達時間	最大波高到達時間	第一波到達時間	最大波高到達時間	第一波到達時間	最大波高到達時間	第一波到達時間	最大波高到達時間
2～6	5～31	12～17	12～18	23～29	25～31	65～88	98～290

浸水域面積及び推定域内人口

海岸保全施設がない場合				最大浸水域の面積及び推定域内人口	
若狭海丘列付近断層		越前堆列付近断層			
浸水域面積 (ha)	推定域内人口 (人)	浸水域面積 (ha)	推定域内人口 (人)	浸水域面積 (ha)	推定域内人口 (人)
49	465	68	614	71	630

資料：福井県津波シミュレーション結果（平成24年）

(3) 風水害

本計画で想定する風水害は、次に示す浸水想定区域図が設定されている8河川が氾濫した場合等により発生する被害とする。

ただし、詳細な被害想定がなされていないため、本計画では、町策定の洪水ハザードマップを参考に水害の被害を想定することとする。

想定風水害等の概要

想定風水害等		指定の前提となる降雨	備考
天王川の氾濫	想定最大規模	宝泉寺地点上流域の1日間の総雨量 739 mm	県が令和元年6月に指定
	計画規模	宝泉寺地点上流域の1日間の総雨量 188 mm	
日野川（中流）の氾濫	想定最大規模	水位周知河川の上流端から天王川合流点： 鱒江地点上流域の2日間の総雨量 754 mm 天王川合流点から江端川合流点：三尾野地点上流域の2日間の総雨量 697 mm	県が令和元年6月に指定
	計画規模	水位周知河川の上流端から天王川合流点： 鱒江地点上流域の2日間の総雨量 320 mm 天王川合流点から江端川合流点：三尾野地点上流域の2日間の総雨量 299 mm	
吉野瀬川（下流）の氾濫	想定最大規模	家久地点上流域の1日間の総雨量 777 mm	県が令和元年6月に公表
和田川の氾濫	想定最大規模	和田川流域の1日間の総雨量 802 mm	県が令和2年5月に公表
	計画規模	和田川流域の1日間の総雨量 191 mm	
近田川の氾濫	想定最大規模	近田川流域の1日間の総雨量 813 mm	県が令和2年5月に公表
	計画規模	近田川流域の1日間の総雨量 176 mm	
越知川の氾濫	想定最大規模	越知川流域の1日間の総雨量 806 mm	県が令和2年5月に公表
	計画規模	越知川流域の1日間の総雨量 176 mm	
織田川の氾濫	想定最大規模	織田川流域の1日間の総雨量 813 mm	県が令和2年5月に公表
	計画規模	織田川流域の1日間の総雨量 176 mm	
玉川川の氾濫	想定最大規模	玉川川流域の1日間の総雨量 813 mm	県が令和2年5月に公表
	計画規模	玉川川流域の1日間の総雨量 157 mm	

※ 想定最大規模：想定しうる最大規模の降雨

※ 計画規模：河川整備の目標としている降雨

資料：福井県土木部河川課、福井県洪水浸水想定区域図、水害リスク図

参考) 令和3年7月29日の記録的大雨による越前町の災害廃棄物の概要

項目	概要
床上浸水	15件 (岩開1、栃川5、横山1、牛越4、上糸生1、大玉1、森1、小川1)
床下浸水	41件 (上川去1、市1、乙坂1、栃川18、牛越1、大谷寺2、上糸生10、森2、小川4、天谷1)
災害ごみ量	合計: 49.8t ※家電品、鉄くず等は含まず 内訳: 仮置場 47.2t (可燃ごみ 8.5t、不燃ごみ 16.6t、木くず 19.3t、処理困難物 2.8t) 直接搬入 2.6t (不燃ごみ 0.1t、木くず 1.9t、処理困難物 0.6t)

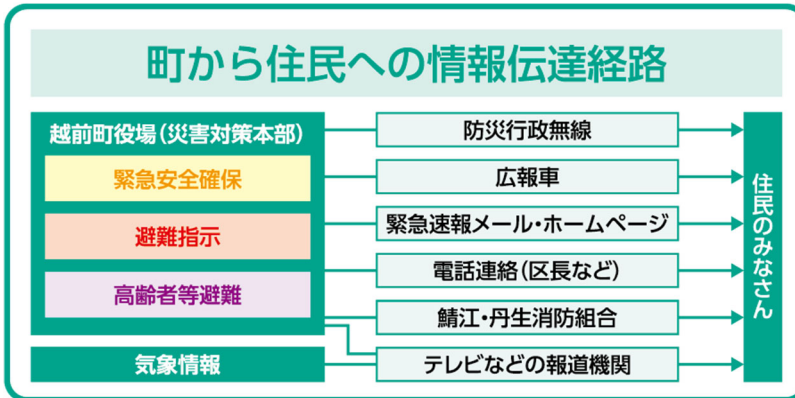
被災地の災害ごみ (栃川・牛越・大谷寺・上糸生)



仮置場の災害ごみ



越前町洪水ハザードマップ 朝日地区・糸生地区・常磐地区版



警戒レベルと避難情報

令和元年6月から、避難情報等に加えて、住民が情報の意味を直感的に理解できるように、5段階の警戒レベルを提供し、とるべき行動が明確化されました。警戒レベルに応じて、適切な避難行動をとってください。

警戒レベル	避難情報等	状況	住民が取るべき行動
警戒レベル 5	緊急安全確保(町が発令)	災害発生または切迫	命の危険 直ちに安全確保!
警戒レベル 4 までに必ず避難			
警戒レベル 4	避難指示(町が発令)	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3	高齢者等避難(町が発令)	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※
警戒レベル 2	大雨・洪水注意報(気象庁が発令)	気象状況悪化	自らの避難行動を確認
警戒レベル 1	早期注意情報(気象庁が発令)	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める

※高齢者以外の方も危険を感じたら自主的に避難してください。 ※今後、国や気象庁により見直される可能性がありますので、最新の情報を確認してください。

水平避難と垂直避難

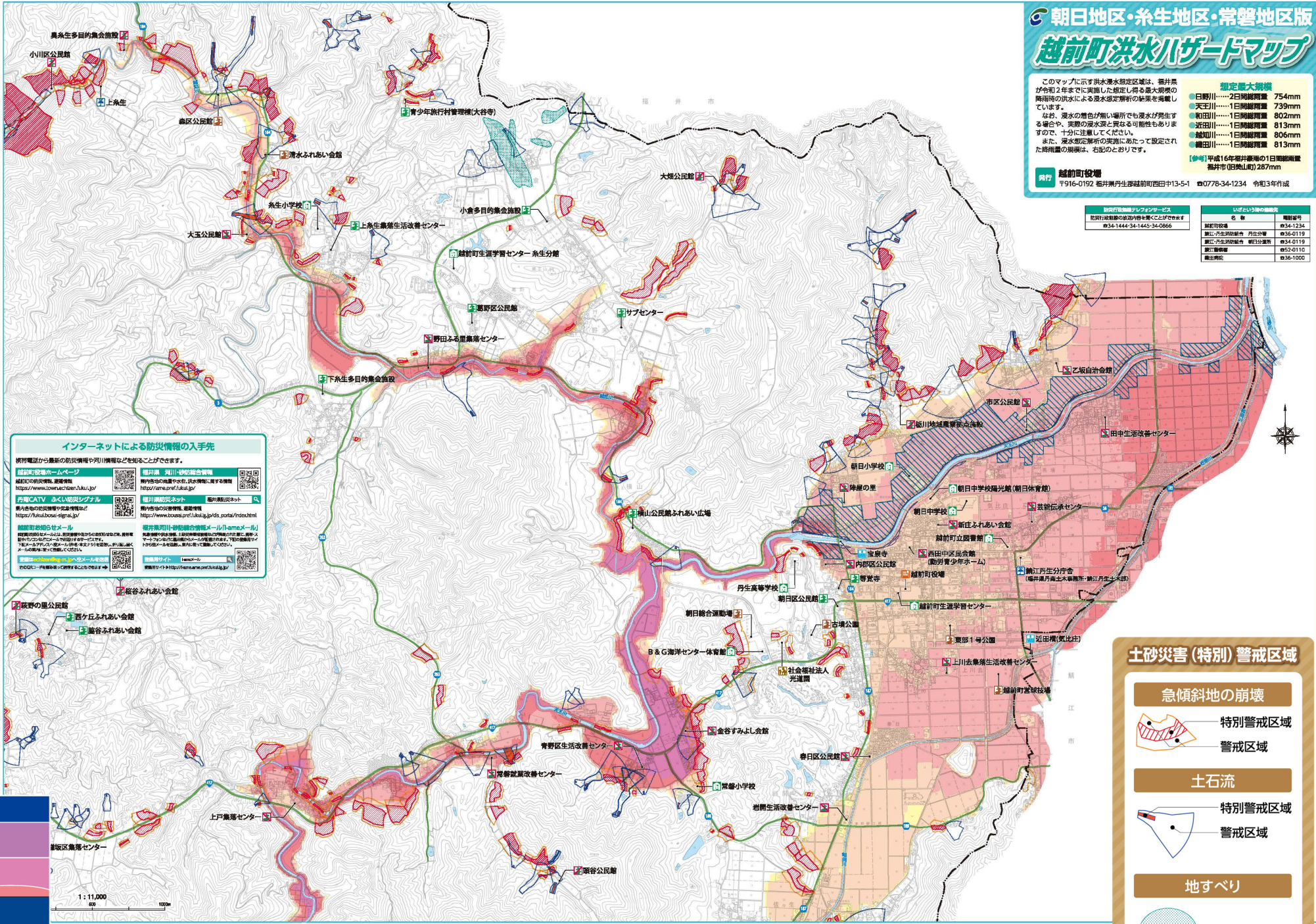
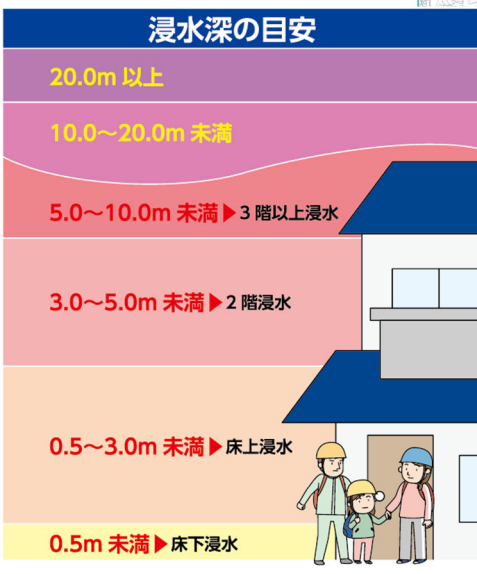
災害では早めの避難が重要です。ただし、すでに避難経路が浸水しているなど、危険が間近に迫っている状況での無理な避難行動はできるだけ避けなければなりません。そのような場合は、避難場所への移動(水平避難)だけでなく、近隣ビルの高層階や自宅の3階といった高い場所への移動(垂直避難)を行い、救助を待つという判断も必要です。

危険な避難

高所への避難(垂直避難)

避難所への避難(水平避難)

- ### 施設等凡例
- 指定緊急避難場所
 - (洪水時使用不可)
 - (土砂災害時使用不可)
 - (地震時のみ使用可能)
 - 指定避難所
 - 福祉避難所
 - 水位観測所・河川監視カメラ
 - 雨量観測所
 - 役場



インターネットによる防災情報の入手先

最新の情報や最新の防災情報や河川情報などを入手することができます。

- 越前町防災ホームページ: <https://www.town.asahi-fukui.jp/>
- 防災行政無線: 町民のみなさんへ
- 防災行政無線メール: masaru@town.asahi-fukui.jp
- 防災行政無線メール(高齢者等): masaru@town.asahi-fukui.jp
- 防災行政無線メール(避難指示): masaru@town.asahi-fukui.jp
- 防災行政無線メール(緊急安全確保): masaru@town.asahi-fukui.jp
- 防災行政無線メール(早期注意情報): masaru@town.asahi-fukui.jp
- 防災行政無線メール(大雨・洪水注意報): masaru@town.asahi-fukui.jp
- 防災行政無線メール(避難指示): masaru@town.asahi-fukui.jp
- 防災行政無線メール(緊急安全確保): masaru@town.asahi-fukui.jp
- 防災行政無線メール(早期注意情報): masaru@town.asahi-fukui.jp
- 防災行政無線メール(大雨・洪水注意報): masaru@town.asahi-fukui.jp

朝日地区・糸生地区・常磐地区版 越前町洪水ハザードマップ

このマップに示す洪水想定区域は、福井県が令和2年までに実施した推定し得る最大規模の降雨時の洪水による浸水想定解析の結果を掲載しています。なお、浸水の発生が想定される場所でも浸水が発生する場合は、実際の浸水深と異なる可能性も考えられますので、十分に注意してください。また、浸水想定解析の実施にあたって設定された降雨量の規模は、右記のとおりです。

想定最大規模	想定最大降雨
●日野川	2日間総降雨 754mm
●天日川	1日間総降雨 739mm
●朝日川	1日間総降雨 802mm
●糸生川	1日間総降雨 813mm
●常磐川	1日間総降雨 806mm
●朝日川	1日間総降雨 813mm

(参考)平成16年度洪水想定1日間総降雨量
福井市(旧朝日町) 287mm

発行 越前町役場
〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中13-5-1 ☎0778-34-1234 令和3年作成

土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報は、大雨警報の発表中に、土砂災害発生の危険度が高まったとき、福井県と福井地方気象台が共同で発表する情報です。土砂災害警戒情報が発表されたら避難情報を発令しますので、土砂災害に厳重に警戒し、安全な場所へ避難してください。また、土砂災害警戒情報が発表されていない場合、地形や地質の条件により土砂災害が発生するおそれがあるため、その他の防災情報や土砂災害の前兆現象などにも十分注意しながら、早めに避難行動をとってください。

土砂災害から身を守るポイント

- 1 住んでいる場所が「土砂災害(特別)警戒区域」かどうか確認してください。
- 2 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意してください。
- 3 危険を感じたら早めに避難してください。

避難場所への移動がどうしても困難な場合は...

家の2階以上へ(がけと反対側) それも困難なら げから離れた部屋へ

家屋倒壊等氾濫想定区域 (早期避難が必要な区域)

- 氾濫流
- 河岸侵食

土砂災害(特別)警戒区域

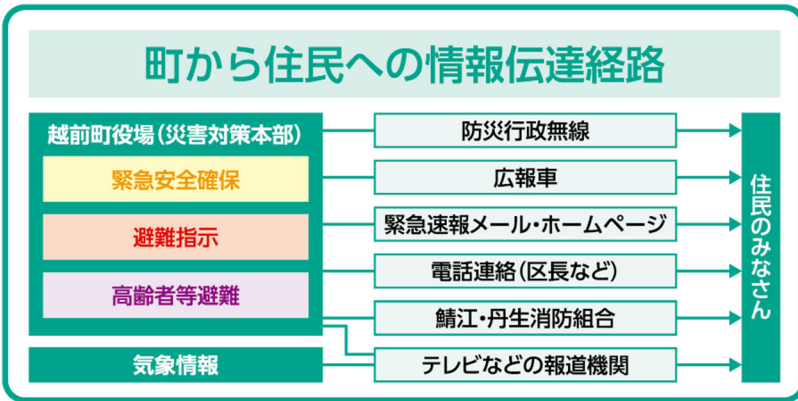
- 急傾斜地の崩壊
- 特別警戒区域
- 警戒区域
- 土石流
- 特別警戒区域
- 警戒区域
- 地すべり
- 警戒区域

●土砂災害警戒区域
土砂災害により、住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域

●土砂災害特別警戒区域
土砂災害により、建物が破壊され、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

※正確な区域は、福井県が公表している公示図で確認ください。

越前町洪水ハザードマップ 宮崎地区・織田地区・朝日地区（佐々生区）版



警戒レベルと避難情報

令和元年6月から、避難情報等に加えて、住民が情報の意味を直感的に理解できるように、5段階の警戒レベルを提供し、とるべき行動が明確化されました。警戒レベルに応じて、適切な避難行動をとってください。

警戒レベル	避難情報等	状況	住民が取るべき行動
警戒レベル 5	緊急安全確保(町が発令)	災害発生または切迫	命の危険 直ちに安全確保!
警戒レベル 4 までに必ず避難			
警戒レベル 4	避難指示(町が発令)	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3	高齢者等避難(町が発令)	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※
警戒レベル 2	大雨・洪水注意報(気象庁が発表)	気象状況悪化	自らの避難行動を確認
警戒レベル 1	早期注意情報(気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める

※高齢者以外の方も危険を感じたら自主的に避難してください。 ※今後、国や気象庁により見直される可能性がありますので、最新の情報を確認してください。

水平避難と垂直避難

災害では早めの避難が重要です。ただし、すでに避難経路が浸水しているなど、危険が間近に迫っている状況での無理な避難行動はできるだけ避けなければなりません。そのような場合は、避難場所への移動(水平避難)だけでなく、近隣ビルの高層階や自宅の3階といった高い場所への移動(垂直避難)を行い、救助を待つという判断も必要です。

危険な避難 (No umbrella in rain)

高所への避難(垂直避難) (Upward arrow in building)

避難場所への避難(水平避難) (Arrow to safe building)

施設等凡例

- 指定緊急避難場所 (洪水時使用不可)
- (土砂災害時使用不可)
- (地震時のみ使用可能)
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 水位観測所・河川監視カメラ
- 雨量観測所
- 役場

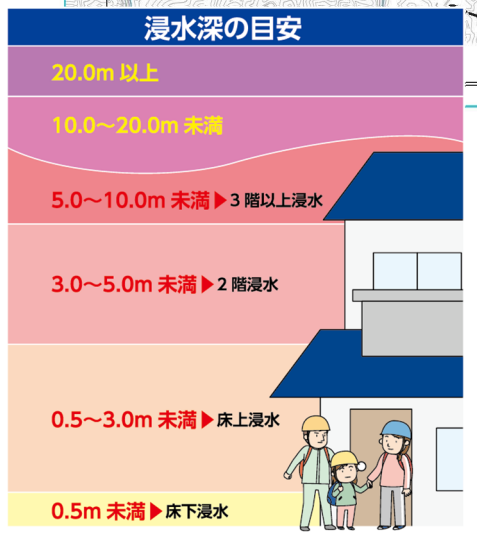
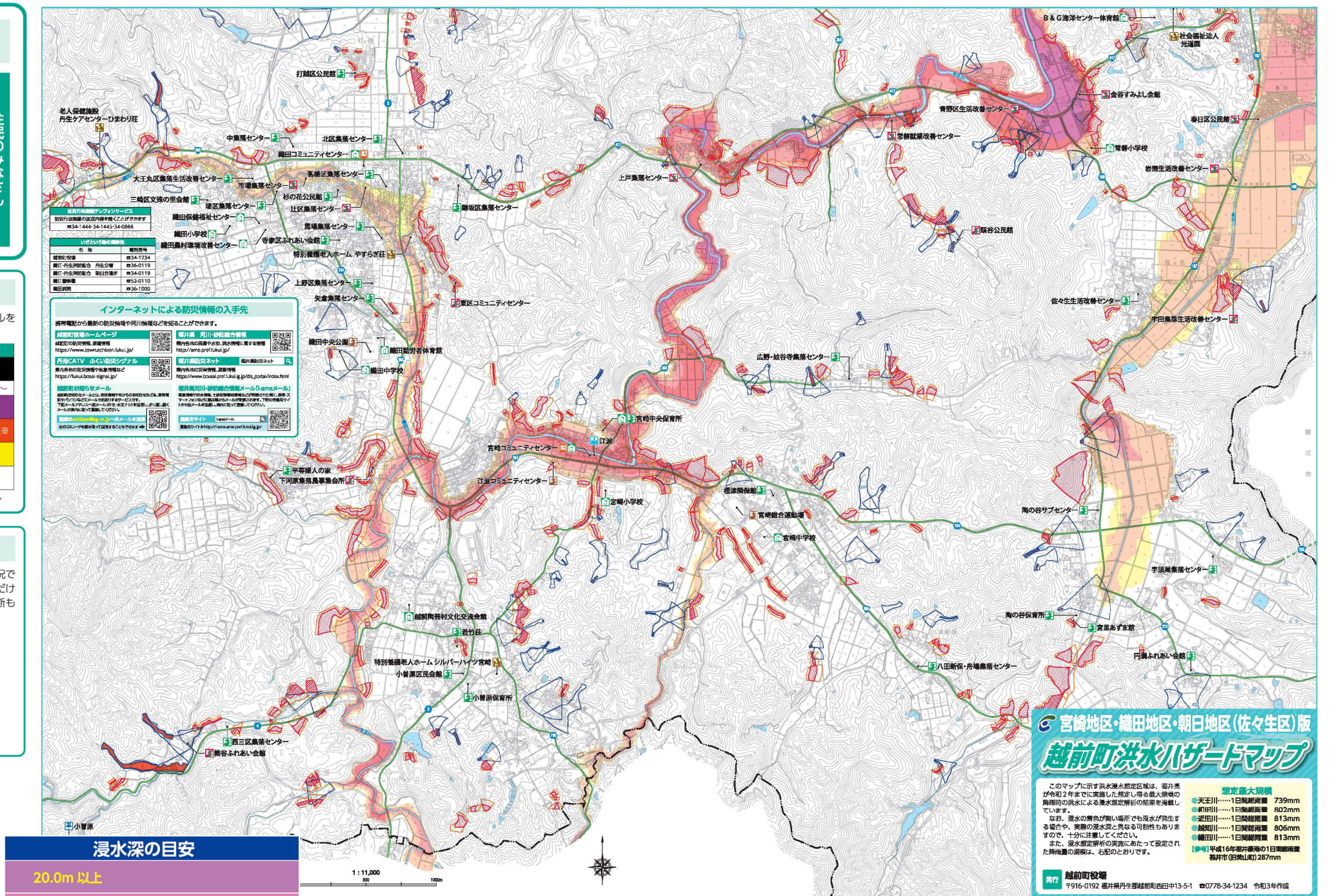
土砂災害(特別)警戒区域

- 急傾斜地の崩壊
 - 特別警戒区域
 - 警戒区域
- 土石流
 - 特別警戒区域
 - 警戒区域
- 地すべり
 - 警戒区域

●土砂災害警戒区域
土砂災害により、住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域

●土砂災害特別警戒区域
土砂災害により、建物が破壊され、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

※正確な区域は、福井県が公表している公示図面でご確認ください。



土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報は、大雨警報の発表中に、土砂災害発生の危険度が高まったとき、福井県と福井地方気象台が共同で発表する情報です。土砂災害警戒情報が発表されたら避難情報を発令しますので、土砂災害に厳重に警戒し、安全な場所へ避難してください。また、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、地形や地質の条件により土砂災害が発生するおそれがあるため、その他の防災情報や土砂災害の前兆現象などにも十分注意しながら、早めに避難行動をとってください。

土砂災害から身を守るポイント

- 1 住んでいる場所が「土砂災害(特別)警戒区域」かどうか確認してください。
- 2 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意してください。
- 3 危険を感じたら早めに避難してください。

宮崎地区・織田地区・朝日地区(佐々生区)版 越前町洪水ハザードマップ

このマップに示す洪水浸水想定区域は、福井県が令和2年までに実施した浸水し得る最大規模の降雨時の洪水による浸水想定区域の範囲を掲載しています。

※浸水の発生が早い場所でも浸水が発生する場所や、浸水の遅延と想定される可能性もありますので、十分に注意してください。

また、浸水想定区域の実態にあたって設定された降雨量の根拠は、右記のとおりです。

想定最大規模	降雨量
●天王川	1日総降雨量 739mm
●朝日川	1日総降雨量 802mm
●近田川	1日総降雨量 813mm
●高知川	1日総降雨量 806mm
●織田川	1日総降雨量 813mm
●(※)平均16年総降雨量の1日総降雨量	福井市(巨無川) 287mm

発行 越前町役場
〒916-0192 福井県丹生郡越前町西中13-51 ☎0778-34-1234 令和3年作成

家屋倒壊等氾濫想定区域 (早期避難が必要な区域)

- 氾濫流
- 河岸侵食

家の2階以上へ(がけと反対側) それも困難なら げけから離れた部屋へ

5 災害廃棄物処理の基本方針

本町の災害廃棄物処理に係る基本方針を次のとおり定めるとともに、基本方針に従い処理することとする。

災害廃棄物処理の基本方針

基本方針①	計画的かつ迅速な処理
	<ul style="list-style-type: none">・迅速な復旧・復興に資するため、災害廃棄物の発生量や被害状況等を的確に把握し、計画的かつ迅速な処理を行う。
基本方針②	衛生的な処理
	<ul style="list-style-type: none">・生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。・災害廃棄物は、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
基本方針③	分別・リサイクルの推進
	<ul style="list-style-type: none">・被災地で発生する災害ごみから徹底した廃棄物の分別を行い、災害廃棄物のリサイクルの推進と処分量の低減を図る。・再資源化したものは、復興資材として有効活用する。
基本方針④	処理の協力・支援、連携
	<ul style="list-style-type: none">・本町による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、県や国、他自治体及び関係機関等の協力・支援を受けて処理する。・町民や事業者、ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進する。
基本方針⑤	安全作業の確保
	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物の解体、運搬、保管及び処理の各工程の作業は、安全性を十分確保できるよう配慮する。
基本方針⑥	環境に配慮した処理
	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物処理は、周辺的生活環境への影響に配慮して進める。・特に、建築物解体の際のアスベストの飛散防止、家電製品のフロン飛散防止、野焼きの防止には十分注意を払う。

第2章 災害廃棄物処理体制

1 組織・配備体制、業務分担

(1) 越前町災害対策本部

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長は災害対策基本法に基づき、災害応急対策を行うための災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を行う。

本町の災害対策本部の組織は、次に示すとおりである。

越前町災害対策本部組織図

越前町災害対策本部会議	本部長	町長	総務対策部	総合対策班	防災安全課
	副本部長	副町長		総務課	
	(報道主管者)			DX推進室	
	参与	教育長		監理課	
	本部員	鯖江・丹生消防組合本部消防長		地域対策班※	宮崎住民サービス室
		総務理事		越前住民サービス室	
		民生理事		織田住民サービス室	
		産業理事		企画広報班	財政課
		建設理事		企画振興課	
		議会事務局長		ふるさと納税室	
教育委員会事務局長		議会事務局			
会計管理者	支援班	税務課			
		会計課			
本部付	越前消防団長		民生対策部	救助衛生班	子ども未来課
	消防班	越前消防団		障がい生活課	
				介護福祉課	
				住民環境課	
事務局	事務局長	総務理事	産業対策部	医療保健班	健康保険課
	事務局次長	防災安全課長		地域包括支援センター	
	事務局員	総合対策班による		子育て世代包括支援センター	
	本部連絡員	各部長の指名する者		織田病院	
建設対策部			産業対策班	農林水産課	
				商工観光課	
			建設班	都市整備課	
教育対策部			水道班	定住促進課	
				上下水道課	
				教育班	学校教育課
				生涯学習課	
				国際交流室	
				スポーツ振興課	
現地災害対策本部 (必要に応じて設置)					

※地域対策班は宮崎、越前、織田の各コミュニティセンターに置く。

資料：越前町地域防災計画

また、越前町地域防災計画における廃棄物処理に係る部・班は次のとおりである。

部	班	事務分担
総務対策部	総合対策班	・国、県等への要請及び調整に関すること ・自衛隊その他の派遣要請及び受入れに関すること
	企画広報班	・町民に対する広報に関すること
民生対策部	救助衛生班	・災害廃棄物の処理計画に関すること ・ボランティアの受入れに関すること
産業対策部	産業対策班	・油類、流木等流出に係る応急対策に関すること
建設対策部	建設班	・障害物の除去及びがれき処理に関すること
	水道班	・し尿処理及び仮設トイレの設置に関すること

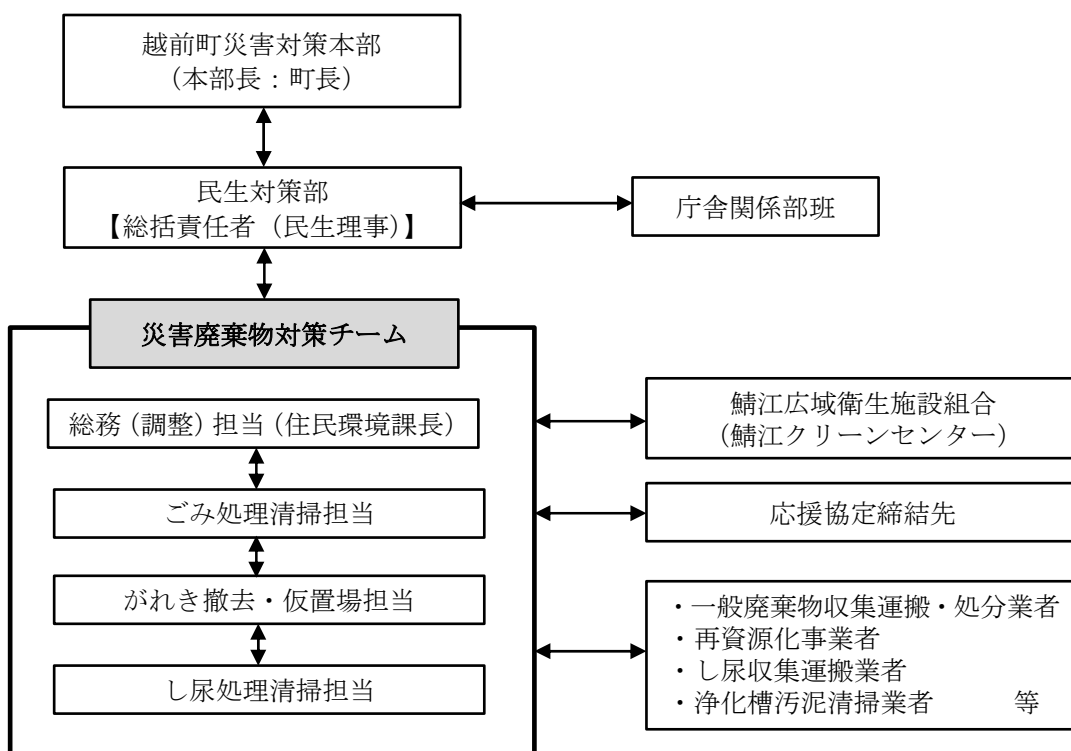
(2) 災害廃棄物等の処理に係る組織体制

本町の災害廃棄物処理を統括する組織として、越前町地域防災計画に基づき設置される災害対策本部の民生対策部に「災害廃棄物対策チーム」を設置する。統括責任者は民生理事を充てることとする。

「災害廃棄物対策チーム」は、総務（調整）担当、ごみ処理清掃担当、がれき撤去・仮置場担当、し尿処理清掃担当で構成し、対応することとし、災害の規模によっては、他部班から増員し、班とする。

災害廃棄物対策の組織体制及び業務内容を次に示す。

発災後の廃棄物処理に係る組織体制図



なお、災害廃棄物の処理は、長期にわたる上、大規模災害になると多数の人員による取組み、調整等が必要となる業務であることから、組織体制の整備にあたっては、次に示す事項を考慮するものとする。

組織体制の整備にあたって考慮すべき事項

項目		概要
人材の確保	災害廃棄物処理の実務経験者の活用	他市町村で災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有するOB職員等をリストアップし、活用を図る。
	土木・建築職員の確保	災害廃棄物処理には、損壊家屋等の解体・撤去、仮置場の敷地造成及び閉鎖に伴う原状回復など、土木・建築工事に類する業務が想定される。設計、積算、現場管理等に必要な土木・建築職を含めた組織体制とする。
組織体制の見直し		災害廃棄物の発生量や処理状況は、時間の経過とともに変化するため、処理の進捗等に応じて組織体制を見直す。

災害廃棄物対策チームの各担当の業務内容（初動期）

業務	担当	業務内容	
総括	民生理事	・災害廃棄物対策チームの総括	
		・災害廃棄物の処理方針、業務等に係る意思決定	
		・町防災対策本部への報告	
		・他部班との連絡調整	
初動期	総務（調整）担当	・情報収集、被害状況の把握	
		・職員の参集状況の把握、人員配置	
		・県等関係機関への連絡、調整	
		・応援協定先との連絡調整	
	ごみ処理清掃担当	担当職員	・ごみ収集体制の被災確認
			・鯖江クリーンセンターの被災状況の把握
			・ごみ収集、運搬計画の作成
			・生活ごみ、避難所ごみの収集運搬の実施
			・片付けごみの回収方法の検討
			・町民及び事業者への啓発・広報
仮置場管理担当	担当職員	・町民、事業者からの問合せ対応	
		・がれき発生量の推計、処理計画の作成	
		・がれきの分別、指導	
		・仮置場の選定及び確保	
		・仮置場開設に向けた事前準備（住民説明等）	
・仮置場の開設準備（敷地造成、管理委託等）			
・仮置場への搬入許可事務			

業 務		担 当	業 務 内 容
	し尿処理清掃担当	担当職員	・ 仮設トイレの必要数の把握
			・ 仮設トイレの設置について水道班と協議
			・ し尿の汲取り運搬計画の作成
			・ し尿の収集運搬・処理

災害廃棄物対策チームの各担当の業務内容（応急対応期、復旧・復興期）

		業 務 班	担 当	業 務 内 容
応急対応期、 復旧・復興期	総務（調整）担当	住民環境課長	・ 処理スケジュールの見直し	
			・ 広域処理の必要性の検討	
			・ 支援の要請及び受入れ等に関する本部との連絡調整	
			・ 職員の労務管理	
			・ 鯖江クリーンセンターとの連絡調整（廃棄物・し尿）	
	ごみ処理清掃担当	担当職員	・ ごみ収集・処理状況の確認	
			・ 生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保	
			・ 収集運搬、処理の実施、残渣の最終処分	
			・ 広域処理の実施	
			・ 町民及び事業者への広報、問合せ、相談受付	
	仮置場管理担当	担当職員	・ がれき等の撤去（損壊家屋等の解体撤去）、運搬、リサイクル	
			・ 仮置場からの災害廃棄物の搬出、処理	
			・ 仮置場での環境対策	
			・ 仮置場の集約	
	し尿処理清掃担当	担当職員	・ 仮置場の原状回復・返却	
			・ し尿汲取り日程の調整	
・ し尿の処理				
・ 仮設トイレの維持管理について水道班と協議				
				・ 仮設トイレの撤去について水道班と協議

2 情報収集・連絡

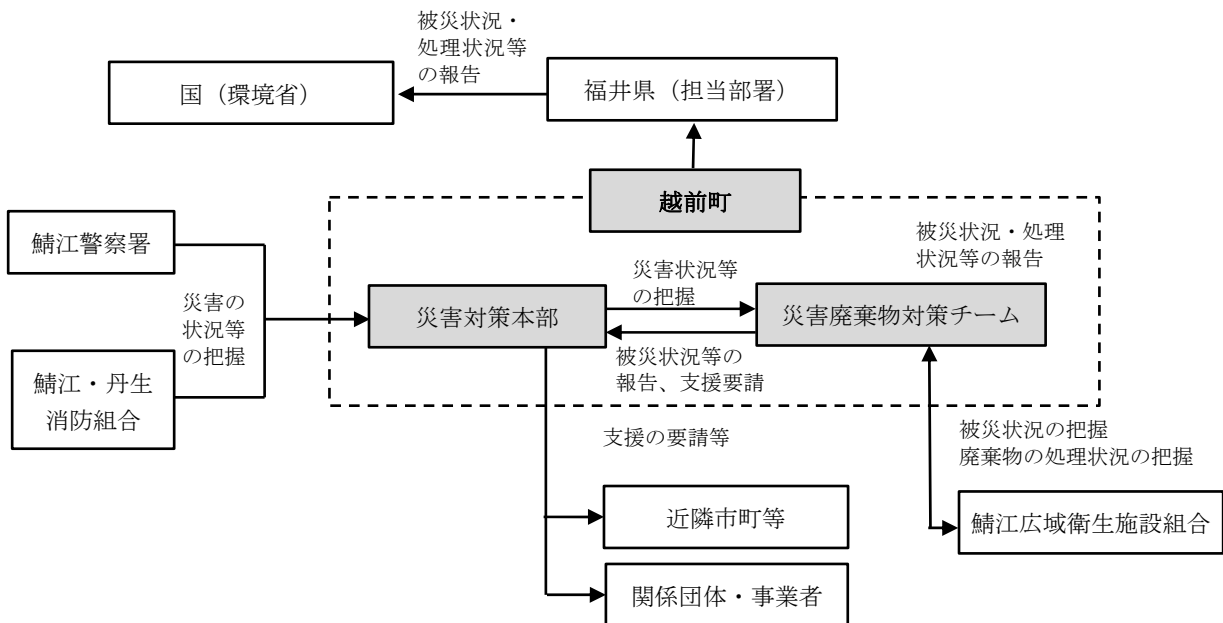
(1) 情報収集体制

災害直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。

また、次図に示すように、町災害対策本部、県、近隣市町、鯖江広域衛生施設組合、警察、消防等関係機関と情報を共有し、相互に連携して適切な災害廃棄物処理を実施できるよう努める。

なお、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報収集に努める。

情報収集体制



(2) 情報収集・連絡

① 町災害対策本部から収集する情報

災害廃棄物対策チームの総務（調整）担当が、次表に示す情報を町災害対策本部等から収集し、本町の被災状況の全体像の把握に努める。

なお、情報収集にあたり、必要に応じて連絡担当者等を現地に派遣し、直接情報収集を行う。

災害対策本部事務局からの情報収集項目

区分	情報収集項目	目的
建物等の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の全壊、焼失、半壊の棟数 ・床上浸水、床下浸水の棟数 	要処理廃棄物量及び種類等の把握
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所名、状況 ・各避難所の避難者数 	避難所ごみ・し尿発生量の推計 仮設トイレ必要基数の把握
仮置場候補地の状況	・仮置場候補地及び周辺地域の被災状況、その他空地の状況	仮置場の選定及び確保
ライフラインの被災状況	・ライフライン（停電・断水・ガス供給）の停止と復旧見込み	支援要請の検討、連絡手段の検討
	・下水道被災状況	下水処理施設の活用可能性の検討
道路・橋梁の被害状況	・主要な道路、橋梁の被害状況と復旧の見通し	収集運搬ルート等の検討

② 鯖江広域衛生施設組合から収集する情報

総務（調整）担当は、鯖江広域衛生施設組合の構成市町と連絡をとり、次表に示す情報について共有に努める。

鯖江広域衛生施設組合からの情報収集項目

区分	情報収集項目	目的
鯖江広域衛生施設組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設等の被災状況及び復旧の見通し ・鯖江クリーンセンターの災害廃棄物の処理体制 ・一般廃棄物収集運搬・処分業者、し尿収集運搬業者等の被災状況及び再開の見通し 	ごみの収集、処理体制の構築

③ 県への報告

災害廃棄物対策チームは、発災後直ちに県との連絡手段を確保し、廃棄物処理施設の被災状況や仮置場の設置状況等について、県に報告し情報交換を行う。

県への報告事項

区分	情報収集項目	目的
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況 復旧の見通し 必要な支援 	処理体制の構築
仮置場設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場の数と規模 必要資材の調達状況 	
腐敗性廃棄物及び有害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 有害廃棄物の種類と量及び拡散状況 	生活環境の保全

④ 近隣市町等との情報共有

総務(調整)担当は、近隣の市町等の災害廃棄物部署の連絡担当者との連絡を取り、情報交換を行う。

⑤ 関係機関・団体との情報共有

総務(調整)担当は、災害対策に関する応援協定を締結している関係機関・団体との連絡を取り、応援協定内容に応じた情報を収集し、今後の対応について調整を行う。

⑥ 関係機関連絡先

国・県・市町等関連機関連絡先は、次表に示すとおりである。

県及び県内市町

所属先	担当部署	電話番号	F A X 番号
福井県	安全環境部 循環社会推進課	0776-20-0382	0776-20-0679
福井市	市民生活部 環境政策課	0776-20-5609	0776-20-5754
敦賀市	市民生活部 環境廃棄物対策課	0770-22-8121	0770-22-6042
小浜市	民生部 環境衛生課	0770-64-6016	0770-53-1016
大野市	くらし環境部 環境・水環境課	0779-64-4828	0779-65-8371
勝山市	市民課	0779-88-8104	0779-88-1119
鯖江市	産業環境部 環境政策課	0778-53-2228	0778-53-1121
あわら市	市民生活部 生活環境課 生活グループ	0776-73-8017	0776-73-5688
越前市	産業環境部 環境政策課	0778-22-5342	0778-22-5167

所属先	担当部署	電話番号	F A X 番号
坂井市	生活環境部 環境推進課	0776-50-3032	0776-68-2940
永平寺町	民生部門 住民税務課 住民窓口係	0776-61-3945	0776-61-3464
池田町	保健福祉課	0778-44-8000	0778-44-8009
南越前町	建設整備課	0778-47-8003	0778-47-3166
美浜町	住民環境課	0770-32-6703	0770-32-5885
高浜町	住民生活課	0770-72-7703	0770-72-4100
おおい町	くらし環境課	0770-77-4058	0770-77-1289
若狭町	環境安全課	0770-45-9126	0770-45-9107

県内ごみ処理施設一覧

事業主体	施設名称	所在地	電話番号
福井市	クリーンセンター	福井市寮町 50-41	0776-53-8999
福井坂井地区広域 市町村圏事務組合	清掃センター	あわら市笹岡 33-3-1	0776-74-1324
大野・勝山地区広域 行政事務組合	ビュークリーンおくえつ	大野市南新在家 28-1	0779-66-6690
南越清掃組合	エコクリーンセンター南越	南越前町上野 85-39	0778-47-2553
南越清掃組合	第2清掃センター	越前市勾当原町 86-28	0778-28-1370
鯖江広域衛生施設組合	鯖江クリーンセンター	鯖江市西番町 15-11	0778-51-2310
敦賀市	清掃センター	敦賀市櫛川 88-1-2	0770-21-1153
美浜・三方環境衛生組合	エコクル美方	若狭町向笠 128-13-1	0770-45-2300
小浜市	クリーンセンター	小浜市谷田部 63-5	0770-53-5550
おおい町	大飯清掃センター	おおい町北郷 46-13	0770-77-2100

県内粗大ごみ処理施設一覧

事業主体	施設名称	所在地	電話番号
福井市	クリーンセンター	福井市寮町 50-41	0776-53-8999
福井坂井地区広域 市町村圏事務組合	清掃センター	あわら市笹岡 33-3-1	0776-74-1324
大野・勝山地区広域 行政事務組合	ビュークリーンおくえつ	大野市南新在家 28-1	0779-66-6690
南越清掃組合	第2清掃センター	越前市勾当原町 86-28	0778-28-1370
鯖江広域衛生施設組合	鯖江クリーンセンター	鯖江市西番町 15-11	0778-51-2310
敦賀市	清掃センター	敦賀市櫛川 88-1-2	0770-21-1153
美浜・三方環境衛生組合	エコクル美方	若狭町向笠 128-13-1	0770-45-2300
小浜市	リサイクルプラザ	小浜市深谷 25-20-1	0770-59-9000

県内最終処分場一覧

事業主体	施設名称	所在地	電話番号
福井坂井地区広域 市町村圏事務組合	最終処分場	あわら市笹岡 5-16	—
大野・勝山地区広域 行政事務組合	最終処分場	勝山市平泉寺町岩ヶ野 42 字上野 34-2	0779-66-6690
南越清掃組合	埋立処分地施設	越前市勾当原町 87-3	0778-28-1370
高浜町	不燃物処分地	大飯郡高浜町下 41-11-1	—
鯖江広域衛生施設組合	一般廃棄物最終処分場 (夢の杜おた)	越前町平等 126-37-2	—
敦賀市	赤崎最終処分場	敦賀市赤崎 32-3-2	0770-22-8019
美浜・三方環境衛生組合	エコクル美方	三方上中郡若狭町新庄 291-36-4	—
小浜市	小浜市リサイクルプラザ	小浜市深谷 25-20-1	0770-59-9000
おおい町	えこあいらんど	大飯郡おおい町大島 52 字花田地先	—
若狭町	一般廃棄物最終処分場 (クリーンセンターかみなか)	三方上中郡若狭町下夕 中 14-2-3	—

県内し尿処理施設一覧

事業主体	施設名称	所在地	電話番号
福井市	福井市境浄化センター	福井市菅谷 1-1-1	0776-26-5701
小浜市	衛生管理所	小浜市飯盛 3-1	0770-52-1522
大野市	浄化センター	大野市堂本 27-71	077969-9082
美浜・三方環境衛生組合	美方汚泥再生処理センター	美浜町松原 7-1-6	0770-45-1215
南越清掃組合	第1 清掃センター	越前市北府 1-3-20	0778-47-2553
坂井地区広域連合	さかいクリーンセンター	坂井市今井 1-1	0776-72-3305
勝山・永平寺 衛生管理組合	衛生センター	勝山市村岡町滝波 3-1309-1	0779-88-1499
鯖江広域衛生施設組合	鯖江クリーンセンター	鯖江市西番町 15-30	0778-51-2310
敦賀市	衛生処理場	敦賀市昭和 1-4-19	0770-25-1888
おおい町	大飯浄化センター	おおい町本郷 46-13	0770-77-1666
おおい町	おおい町名田庄東部 浄化センター	おおい町名田庄三重 4-15-1	0770-67-3670
高浜町	高浜町浄化センター	高浜町和田 152-2-2	0770-72-1355

国の廃棄物担当課

所属先	担当部署	電話番号	F A X 番号
環境省 環境再生・資源循環局	環境再生事業担当参事官付 災害廃棄物対策室	03-3582-3351	03-3593-8359
同上	廃棄物適正処理推進課	03-3581-3351	03-3593-8263
環境省 中部地方 環境事務所	資源循環課	052-955-2132	052-951-8889

3 協力・支援体制

被災地で発生する災害廃棄物の処理は、本町及び鯖江広域衛生施設組合が事前調整した上で行うことになるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、本町や鯖江広域衛生施設組合だけでは対応ができないことも想定される。

このため、あらかじめ締結された協定等により、協力・支援体制を構築する。

災害廃棄物対策チームは、支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、応援協定に基づき応援を要請する。

また、近隣市町及び民間団体からの支援の申出については、支援要請内容の調整を行うものとする。

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

道路上の災害廃棄物の撤去等が生じる場合は、災害対策本部へ連絡の上、地域防災計画に基づき、道路管理者へ撤去の要請を行う。

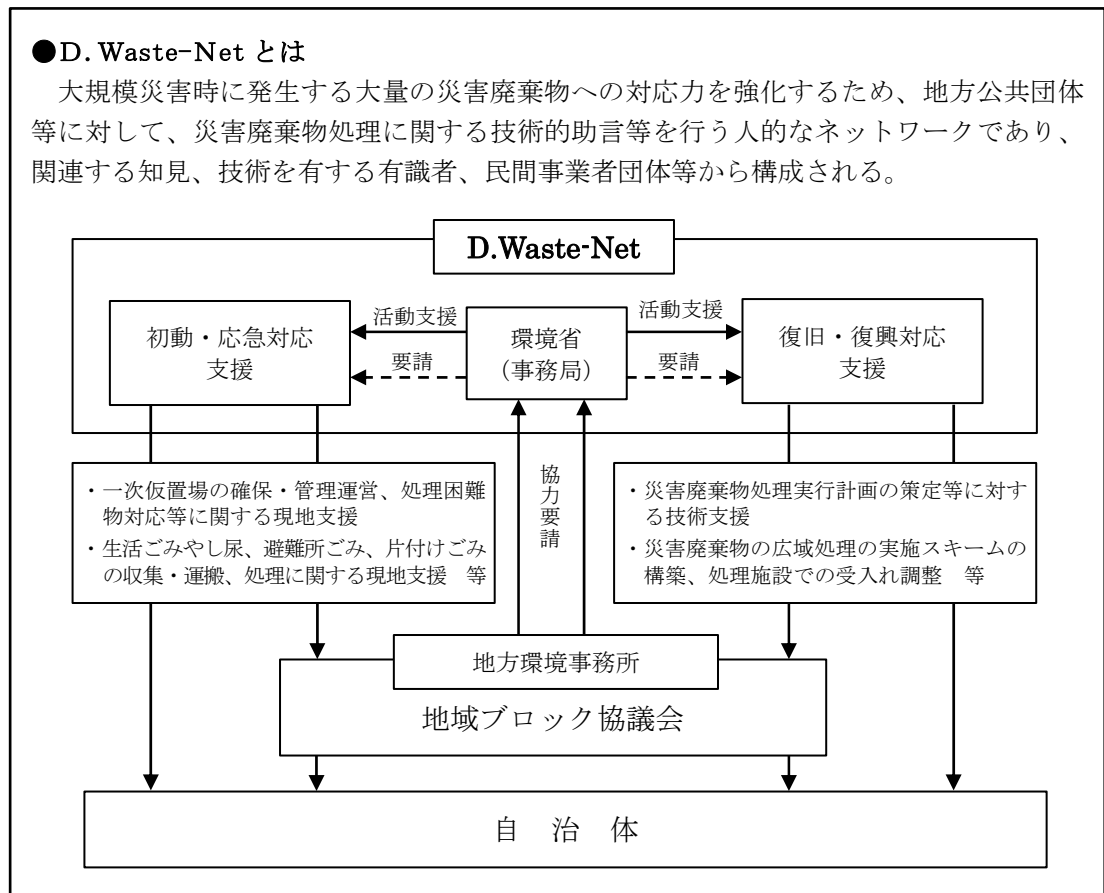
また、災害対策本部を通じて自衛隊、警察、消防等との連携方法についても調整を行う。

その他、有害物や危険物等の災害廃棄物に対する情報提供を行う。

(2) 国・県への支援要請

被害規模に応じて、環境省中部地方環境事務所や県に支援を要請する。

また、町は必要に応じて、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）※へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。



(3) 災害廃棄物処理等に関する協定

被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。

現在締結されている災害等廃棄物処理に関する相互援助協定は、次表のとおりであり、今後も他市町、地元業者をはじめとする事業者や業界団体等と協定の締結を行うことで、災害時の連携体制及び相互協力体制の構築を図る。

災害廃棄物処理に係る相互援助協定

名称	締結者	締結(契約)日 ()は最新変更	備考
福井県・市町災害時相互応援協定	福井県、県内16市町	H28.9.16	資機材、車両、医薬品等の提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋等
西尾市・恵那市・越前町災害時相互応援協定	西尾市、恵那市	H18.8.20	資機材、車両、医薬品等の提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋等
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	瀬戸市、常滑市、篠山市、備前市、甲賀市(日本六古窯市町)	H24.7.5 (H29.12.2)	資機材、車両、医薬品等の提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋等
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	H24.9.25	リエゾンの派遣等
災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定	朝日建設業会、宮崎建設業会、越前建設業会、織田建設業会	H18.8.1	公共土木施設の機能の復旧、確保のための応急対策業務
災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)丹生郡医師会	H22.12.10	医療救護、防疫活動に関する協定
被災建築物応急危険度判定に関する協定	丹生設計協会	H26.5.14	町内被災家屋の調査や相談所の開設等
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	H29.7.18	資機材等の供給等

(4) ボランティアとの連携

ボランティアが必要な際は、越前町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターへ支援要請する。

また、作業人員のほか、資機材や物資等の提供も含めた企業単位でのボランティア活動について、平常時から情報の収集に努める。

4 住民への啓発・広報

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うため、町民や事業者等に対し、平常時からごみの分別意識の啓発を行うとともに、発災後は、他の優先情報の周知の阻害や情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を広報する。

(1) 広報手段

発災時は、通信の不通等が想定されるため、災害廃棄物処理等に関する情報を多くの町民や被災者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報の伝達を行う。

広報手段（例）

時系列	広報手段
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報えちぜん ・ 町ホームページ ・ FM福井 ・ C A T V（丹南ケーブルテレビ） ・ 防災訓練 等
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町防災行政無線 ・ 役場、各コミュニティセンター、避難所等での掲示 ・ 町ホームページ ・ FM福井 ・ C A T V（丹南ケーブルテレビ） ・ 広報車 ・ 町内自治会への回覧版 ・ 町職員の口頭等の伝達

(2) 広報の内容

平常時は、災害廃棄物の分別の重要性や方法等について町民へ広報する。

また、発災直後は、災害廃棄物、生活ごみの排出方法、仮設トイレの設置情報等、緊急情報に限って発信する。

広報内容（例）

時系列	広報内容	
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の分別の重要性・方法 等 	
発 災 時	生活ごみの処理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集ルート及び日程、収集期間 ・ 収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等） ・ 便乗ごみ※の排出、不法投棄の防止
	し尿処理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集ルート及び日程、収集期間 ・ し尿処理の現状及び復旧の見通し
	災害廃棄物に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の場所及び設置状況 ・ 町民が持ち込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載） ・ 生活ごみと災害廃棄物の排出区分の徹底
	環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野焼きの禁止 ・ 有害・危険物の取扱方法 ・ 家電4品目の排出方法
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア支援依頼窓口 ・ 倒壊家屋等への対応について ・ 本町への問合せ窓口

※便乗ごみは、災害に乗じて排出されるごみで、災害によって発生したものでないごみや町外から持ち込まれるごみを指す。

(3) 問合せ・相談窓口の設置

災害廃棄物の処理に関する町民からの問合せ・相談に対応するため、専用の相談窓口を設置し、一元的に対応するとともに、町民からの問合せ・相談内容については、庁内での情報の共有化を図る。

また、災害廃棄物の排出方法や注意事項等の内容を記載したチラシを窓口に着用しておく。

第3章 災害廃棄物発生量の推計

1 概要

本章においては、震災廃棄物及び水害廃棄物の発生量について推計する。

なお、本町は4地区からなるが、以下のように地区によって災害特性が異なり、災害廃棄物の発生量や内容等も地区ごとに異なることが想定されるため、これらを考慮し、4地区ごとの発生量を推計した。

【地区別の災害特性】

朝日地区：商業、業務、サービス機能や工場等の集積が高い。天王川、和田川、近田川、越知川等が流れ、中山間地等には、土砂災害（特別）警戒区域が点在する。

宮崎地区：面的な市街地の集積はなく、未利用地が多く残る。天王川が流れ、郊外部に広がる山地等には、土砂災害（特別）警戒区域が点在する。

越前地区：日本海に面する。平地が少なく、国道305号沿道に線的な集落地が形成され、建物が密集している。集落の多くは、急傾斜地崩壊危険区域内にあり、その中に土砂災害（特別）警戒区域が点在する。

織田地区：細街路が多く残る。織田川が流れ、郊外部に広がる山地等には、土砂災害（特別）警戒区域が点在する。

なお、推計には災害廃棄物対策指針【技 14-2】で示される方法を使用し、発生原単位は以下のとおりとする。

災害廃棄物の発生量の推計に用いる標準的な発生原単位

区分	発生原単位
全壊	117 t/棟
半壊	23 t/棟
床上浸水	4.6 t/世帯
床下浸水	0.62 t/世帯

2 廃棄物発生量の推計

(1) 震災廃棄物発生量の推計

① がれき・粗大ごみ

浦底一柳ヶ瀬山断層帯地震発生時における被害想定を基に、がれき発生量を推計すると、町全体で40,556 t、朝日地区で15,862 t、宮崎地区で7,122 t、越前地区で7,977 t、織田地区で9,595 tとなった。

〈町全体〉

区分	被災棟数（棟）	発生量（t）	発生原単位（t）
全壊	107	12,519	117
半壊	1,219	28,037	23
計	1,326	40,556	—

〈朝日地区〉

区分	被災棟数（棟）	発生量（t）	発生原単位（t）
全壊	42	4,914	117
半壊	476	10,948	23
計	518	15,862	—

〈宮崎地区〉

区分	被災棟数（棟）	発生量（t）	発生原単位（t）
全壊	19	2,223	117
半壊	213	4,899	23
計	232	7,122	—

〈越前地区〉

区分	被災棟数（棟）	発生量（t）	発生原単位（t）
全壊	21	2,457	117
半壊	240	5,520	23
計	261	7,977	—

〈織田地区〉

区分	被災棟数（棟）	発生量（t）	発生原単位（t）
全壊	25	2,925	117
半壊	290	6,670	23
計	315	9,595	—

② 津波堆積物

平成24年福井県津波シミュレーション結果から、津波におけるがれき発生量を推計すると、17,040 t となった。

津波浸水面積（㎡）	発生量（t）	発生原単位（t）
710,000	17,040	0.024

(2) 水害廃棄物発生量の推計

① がれき・粗大ごみ

本町における水害時の浸水深から算出した建物被害棟数を基に、水害におけるがれき発生量を推計すると、町全体で 140,002 t、朝日地区で 85,191 t、宮崎地区で 37,033 t、越前地区で 419 t、織田地区で 17,359 t となった。

〈町全体〉

区分	被災棟数 (棟)	発生量 (t)	発生原単位 (t)
全壊	1,092	127,764	117
半壊	295	6,785	23
床上浸水	1,102	5,069	4.6
床下浸水	620	384	0.62
計	3,109	140,002	—

〈朝日地区〉

区分	被災棟数 (棟)	発生量 (t)	発生原単位 (t)
全壊	650	76,050	117
半壊	218	5,014	23
床上浸水	854	3,929	4.6
床下浸水	319	198	0.62
計	2,041	85,191	—

〈宮崎地区〉

区分	被災棟数 (棟)	発生量 (t)	発生原単位 (t)
全壊	309	36,153	117
半壊	27	621	23
床上浸水	52	239	4.6
床下浸水	33	20	0.62
計	421	37,033	—

〈越前地区〉

区分	被災棟数 (棟)	発生量 (t)	発生原単位 (t)
全壊	3	351	117
半壊	0	0	23
床上浸水	14	64	4.6
床下浸水	6	4	0.62
計	23	419	—

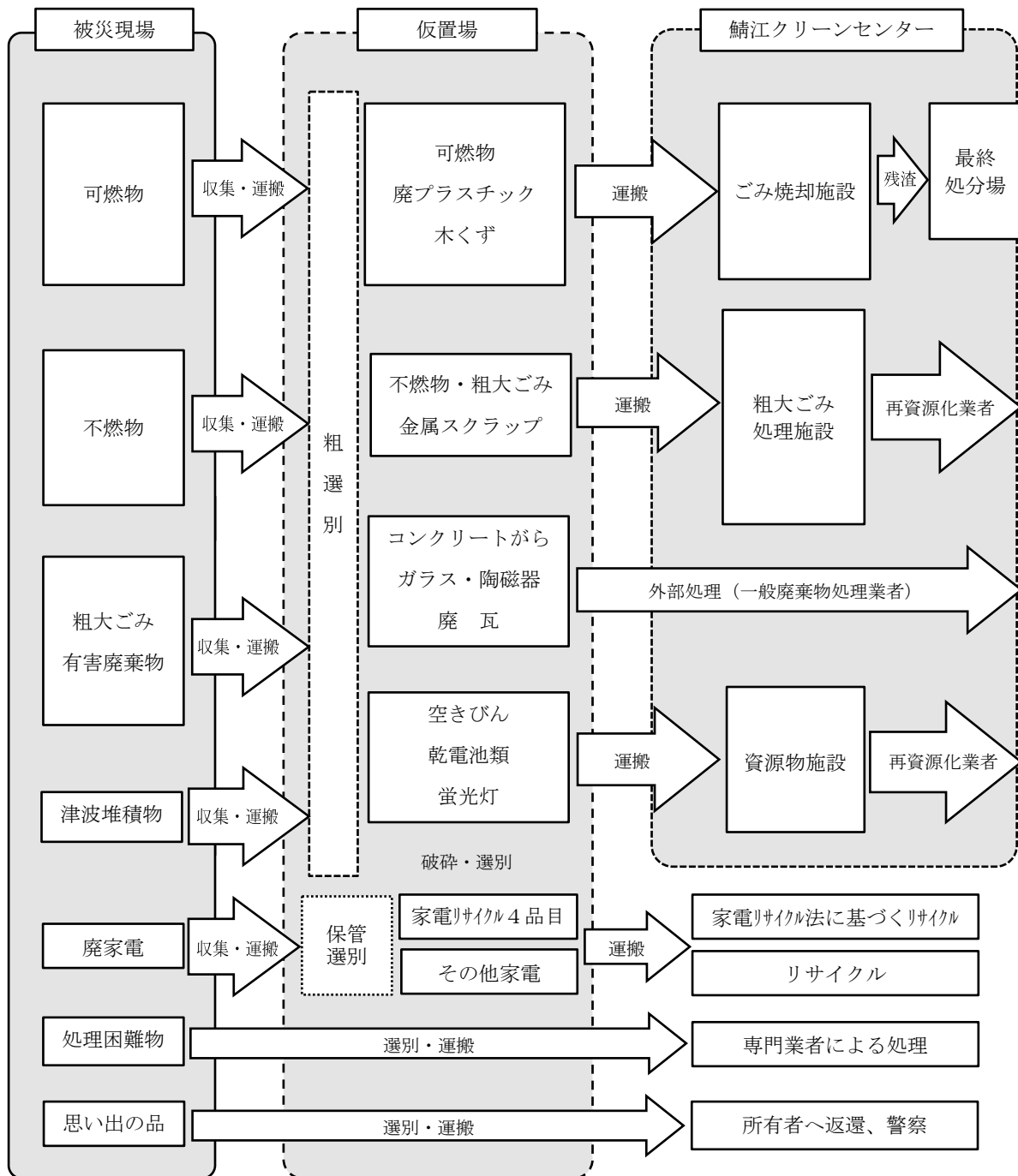
〈織田地区〉

区分	被災棟数 (棟)	発生量 (t)	発生原単位 (t)
全壊	130	15,210	117
半壊	50	1,150	23
床上浸水	182	837	4.6
床下浸水	262	162	0.62
計	624	17,359	—

3 処理フロー

災害廃棄物は、被災現場で収集した上で仮置場に運搬し、仮置場にて集積・保管する。その後、粗選別した上で、鯖江クリーンセンターに搬入し、種類や性状に応じて破碎、焼却等の中間処理を行い、再資源化または最終処分を行う。

本町のごみ処理フロー



4 処理スケジュール

災害廃棄物の処理は、早期復旧・復興のため、可能な限り早く完了することを目指す。

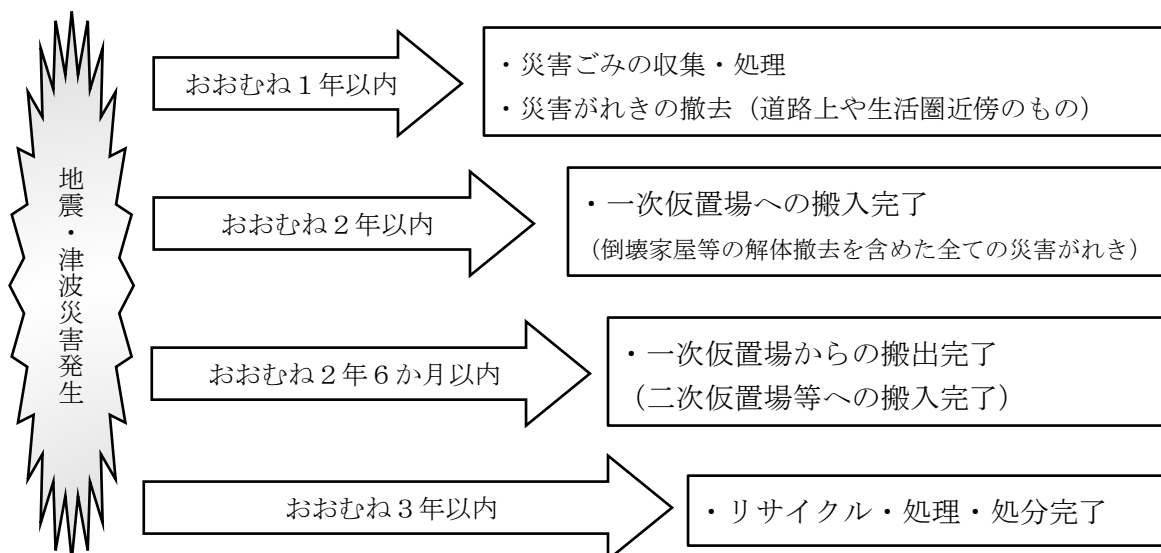
災害の規模や災害廃棄物発生量等に応じて、適切な処理期間を設定することとし、地震・津波災害については、東日本大震災等の過去の地震災害事例を踏まえ、3年以内を目処とする。

また、風水害についても、過去の災害事例を踏まえるとともに、仮置場等において腐敗が進むなど衛生面での問題発生が予想され、迅速な対応が必要なことから、1年以内の処理完了を目途とする。

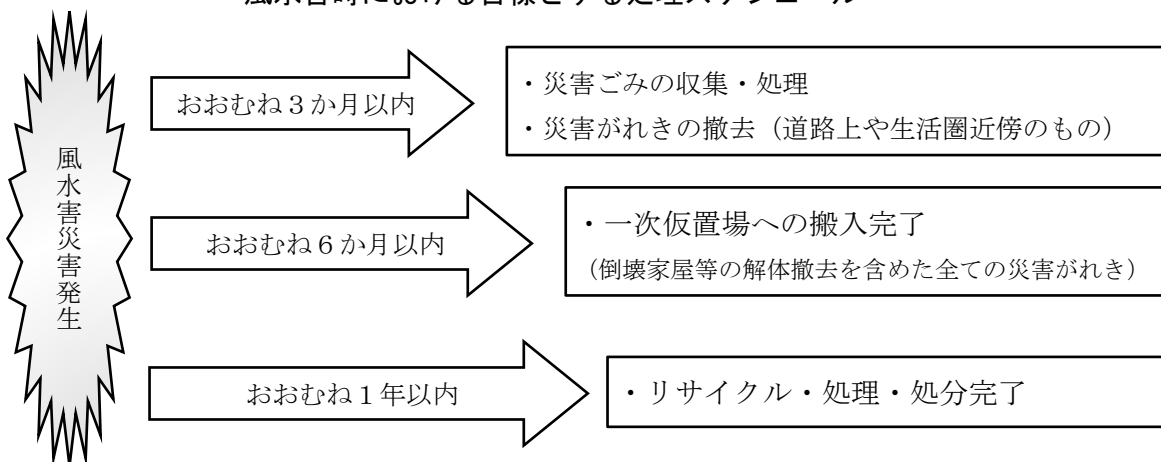
但し、実際に災害が発生した際には、被災状況や災害廃棄物の発生状況等によって処理期間を再検討するなど柔軟に運用する。

それぞれの処理スケジュールを次に示す。

地震・津波災害時における目標とする処理スケジュール



風水害時における目標とする処理スケジュール



参考) 近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

	自治体	災害名	災害種類	発生年月	災害廃棄物量	処理期間
国・県	環境省 岩手県、 宮城県	東日本大震災	地震・津波	平成 23 年 3 月	3,100 万 t (災害廃棄物+ 津波堆積)	約 3 年
	熊本県	熊本地震	地震	平成 28 年 4 月	303 万 t	約 2 年
市町	大島町	平成 25 年台風 26 号	土砂災害	平成 25 年 10 月	23 万 t	約 1 年
	広島市	平成 26 年 8 月豪雨	水害	平成 26 年 8 月	52 万 t	約 1.5 年
	熊本市	平成 28 年熊本地震	地震	平成 28 年 4 月	148 万 t	約 2 年
	益城町	平成 28 年熊本地震	地震	平成 28 年 4 月	32 万 9 千 t	約 2 年
	常総市	平成 27 年 9 月関東・ 東北豪雨	水害	平成 29 年 9 月	5 万 2 千 t	約 1 年

資料：災害廃棄物対策指針技術資料（平成 31 年 4 月、環境省）【技 14-5】

第4章 災害廃棄物処理計画

1 仮置場の配置と搬入ルート

(1) 仮置場の配置

① 仮置場の種類

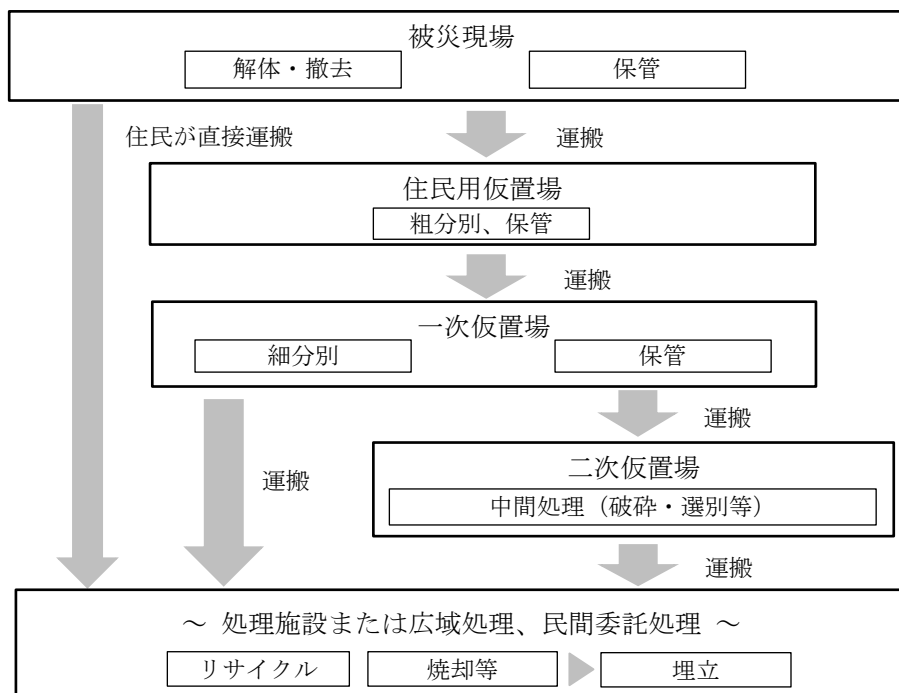
本計画では、仮置場の種類を用途面から次のように整理し、定義する。

災害の規模や確保可能な面積等に応じて、一次仮置場のみの場合や住民用仮置場と一次仮置場、一次仮置場と二次仮置場を一体に運用するなど臨機応変に対応する。

仮置場の種類

仮置場の種類	定義
住民用仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、速やかに被災地域内に設置される一時的な仮置場で、被災した住民が直接持ち込む場所。 ※災害の規模等によっては設置しない場合もある。また、設置した場合も住環境に近いことから、できるだけ早く閉鎖することが望ましい。
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物を数か月間受け付けて集積・保管し、前処理（粗選別程度）を行いつつ、リサイクル先や処理・処分先に搬出する場所。場合によっては二次仮置場へ積み替える拠点となる。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・二次仮置場は、災害の規模等から判断し、必要に応じて設置する。 ・一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を中間処理（破碎・選別等）し、再資源化された復興資材を一時保管するとともに、リサイクル先や処理・処分先に搬出する場所。

仮置場の運用フロー



② 仮置場の必要面積の算定

災害廃棄物の発生量を基に、積み上げ高さや作業スペースを加味し、環境省の災害廃棄物対策指針技術資料で示される「方法1：最大で必要となる面積の算定方法」と「方法2：処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法」の2通りの方法で、仮置場の必要面積を算定する。方法2は、仮置場からの搬出を考慮した方法であることから、方法1と比較すれば実態を考慮した値が得られると期待できる。一方、安全側を見て最大値を把握したい場合や簡易な方法で算定したい場合は方法1を活用する。

仮置場の必要面積算定方法

方法1：最大で必要となる面積の算定方法

項目	計算式、パラメータ等
面積 (m ²)	集積量 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)
集積量 (t)	災害廃棄物の発生量
見かけ比重	可燃物 0.4t/m ³ 、不燃物 1.1t/m ³
積み上げ高さ	本計画では5mとする
作業スペース割合	本計画では1とする
備考	仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。 そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加える。

方法2：処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法

項目	計算式、パラメータ等
面積 (m ²)	集積量 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)
集積量 (t)	災害廃棄物の発生量 × 年間処理量
年間処理量 (t/年)	災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間
処理期間	本計画では3年とする
見かけ比重	可燃物 0.4t/m ³ 、不燃物 1.1t/m ³
積み上げ高さ	本計画では5mとする
作業スペース割合	本計画では1とする
備考	方法1と同様

資料：災害廃棄物対策指針技術資料（平成31年4月、環境省）【技18-2】を基に作成

仮置場必要面積

〈町全体〉

災害種類	項目	廃棄物種別					
		可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
水害	災害廃棄物発生量 (t)	25,200	25,200	72,801	9,241	7,560	140,002
	仮置場必要面積 (㎡) (方法1)	25,200	9,163	26,474	3,361	7,560	71,758
	仮置場必要面積 (㎡) (方法2)	16,800	6,109	17,648	2,240	5,040	47,837
震災	災害廃棄物発生量 (t)	7,300	7,300	21,089	2,676	2,191	40,556
	仮置場必要面積 (㎡) (方法1)	7,300	2,654	7,668	973	2,191	20,786
	仮置場必要面積 (㎡) (方法2)	4,866	1,770	5,113	649	1,460	13,858

〈朝日地区〉

災害種類	項目	廃棄物種別					
		可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
水害	災害廃棄物発生量 (t)	15,334	15,334	44,300	5,623	4,600	85,191
	仮置場必要面積 (㎡) (方法1)	15,334	5,576	16,109	2,045	4,600	43,664
	仮置場必要面積 (㎡) (方法2)	10,223	3,717	10,739	1,363	3,067	29,109
震災	災害廃棄物発生量 (t)	2,855	2,855	8,248	1,047	857	15,862
	仮置場必要面積 (㎡) (方法1)	2,855	1,038	2,999	381	857	8,130
	仮置場必要面積 (㎡) (方法2)	1,903	692	2,000	254	571	5,420

〈宮崎地区〉

災害種類	項目	廃棄物種別					
		可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
水害	災害廃棄物発生量 (t)	6,666	6,666	19,257	2,444	2,000	37,033
	仮置場必要面積 (m ²) (方法1)	6,666	2,424	7,003	889	2,000	18,982
	仮置場必要面積 (m ²) (方法2)	4,444	1,616	4,668	592	1,333	12,653
震災	災害廃棄物発生量 (t)	1,282	1,282	3,703	470	385	7,122
	仮置場必要面積 (m ²) (方法1)	1,282	466	1,347	171	385	3,651
	仮置場必要面積 (m ²) (方法2)	855	311	898	114	257	2,435

〈越前地区〉

災害種類	項目	廃棄物種別					
		可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
水害	災害廃棄物発生量 (t)	75	75	218	28	23	419
	仮置場必要面積 (m ²) (方法1)	75	27	79	10	23	214
	仮置場必要面積 (m ²) (方法2)	50	18	53	7	15	143
震災	災害廃棄物発生量 (t)	1,436	1,436	4,148	526	431	7,977
	仮置場必要面積 (m ²) (方法1)	1,436	522	1,508	191	431	4,088
	仮置場必要面積 (m ²) (方法2)	957	348	1,006	128	287	2,726

〈織田地区〉

災害種類	項目	廃棄物種別					
		可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
水害	災害廃棄物発生量 (t)	3,125	3,125	9,026	1,146	937	17,359
	仮置場必要面積 (㎡) (方法1)	3,125	1,136	3,283	417	937	8,898
	仮置場必要面積 (㎡) (方法2)	2,083	758	2,188	278	625	5,932
震災	災害廃棄物発生量 (t)	1,727	1,727	4,990	633	518	9,595
	仮置場必要面積 (㎡) (方法1)	1,727	628	1,814	230	518	4,917
	仮置場必要面積 (㎡) (方法2)	1,151	419	1,209	153	345	3,277

③ 仮置場の選定基準

本町における仮置場候補地については、次表の「仮置場候補地の選定の際に考慮する点」を踏まえた上で、関係課、関係者と協議し、平常時に候補地を選定しておく。

仮置場候補地の選定の際に考慮する点

選定を避けるべき場所	・学校等の避難所・避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避ける。
	・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
	・土壌汚染のおそれがあるため、農地はできるだけ避ける。
	・各種災害（津波、洪水、土石流等）の被災エリアは避ける。
その他	・候補地が公有地の場合、避難場所、仮設住宅建設地等への利用も想定されるため、十分な事前調整を行う。
	・公有地が不足するなど、やむを得ず私有地とする場合は、貸与・返却時における事前のルールを設定しておく。
	・大型車両が通行可能であることや交通渋滞を招かないような収集運搬ルートを確認する。

資料：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成30年3月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所）、福井県廃棄物処理計画（令和3年3月、福井県）

④ 住民への仮置場の周知

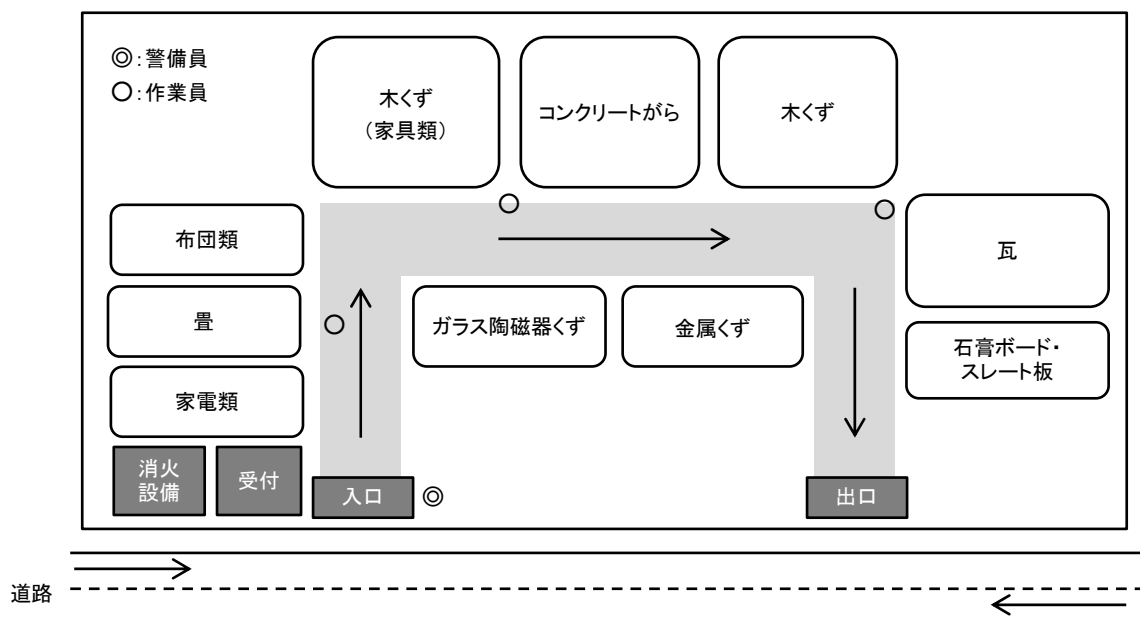
仮置場を設置した際には、場所、受入れ期間（時間）、分別、持込禁止物等を明確にした上で広報を行う。広報は、防災行政無線、町ホームページ、広報えちぜん、携帯電話メール、CATV等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。

(2) 搬入ルート

前項の留意事項を踏まえた一次仮置場のレイアウト例を次に示す。災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決定する。また、渋滞が起こらないよう、車両の移動は一方通行とする。

搬入ルートについては、大型車がアクセスできるコンクリートやアスファルト、砂利舗装された道路を確保するとともに、仮置場への搬入車両による渋滞が発生する可能性があるため、交通渋滞を考慮したルート計画について検討しておく。

仮置場レイアウト（例）



※分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する。

※出入口は2か所が望ましいが、1か所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りにする。

資料：「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成29年3月、環境省東北地方環境事務所）を参考に作成

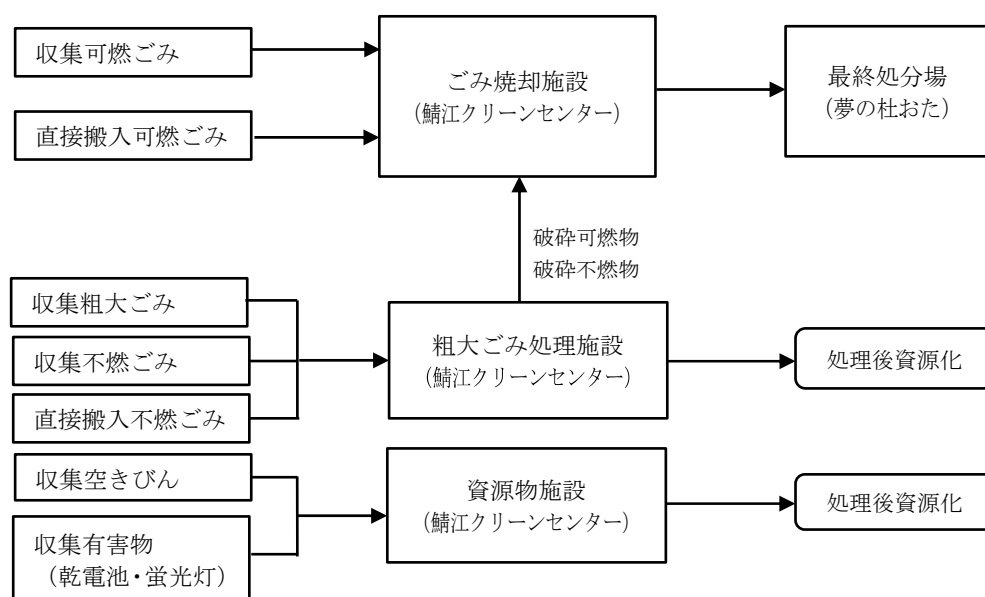
2 災害廃棄物の処理・処分（再利用・再資源化）における処理能力

(1) 鯖江クリーンセンターの能力

「鯖江広域衛生施設組合」は、福井市、鯖江市、池田町、越前町の2市2町で構成している。廃棄物処理は、同組合の「鯖江クリーンセンター」で焼却処理、資源化を行い、「夢の杜おた」で最終処分を行っている。

「鯖江広域衛生施設組合」のごみ処理・し尿処理状況、主要施設の概要は次のとおりである。

鯖江広域衛生施設組合におけるごみ処理体系
(ごみ収集・処理・処分の状況)



ごみ処理状況

(単位：t)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
可燃物	27,263	27,371	27,349	27,816	27,152
不燃物	3,707	3,904	4,395	4,411	4,682
資源物等	574	545	538	515	513
合計	31,544	31,820	32,282	32,742	32,347
汚泥	5,098	5,087	5,002	5,145	5,039

し尿処理状況

(単位：kl)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
し尿	1,506	1,441	1,532	1,290	1,179
浄化槽	10,090	9,933	9,929	10,109	9,790
合計	11,596	11,374	11,461	11,399	10,969

資料：鯖江広域衛生施設組合

鯖江広域衛生施設組合・ごみ焼却施設等の概要

施設名称	鯖江クリーンセンター
事業主体	鯖江広域衛生施設組合
主要建物	ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設、汚泥処理施設、一般廃棄物最終処分施設、管理棟 等
ごみ焼却施設	
処理能力	120 トン/16 時間/日 (60 トン×2 基)
処理方式	旋回流型流動床炉
施設概要	鉄骨 A L C 造 (一部 R C 造) 地上 6 階地下 1 階/延床面積 3,355 m ²
建設年度	昭和 58 年 8 月～昭和 61 年 3 月
粗大ごみ処理施設	
処理能力	50 トン/5 時間/日
処理方式	横型回転破砕機、粗大ごみ前処理装置、2 軸低速破砕機
施設概要	鉄骨 A L C 造 (一部 R C 造) 地上 5 階地下 1 階/延床面積 2,532 m ²
建設年度	平成 3 年 12 月～平成 5 年 3 月
し尿処理施設	
処理能力	80kl/日
処理方式	前処理方式 (鯖江市 環境衛生センターへ移送処理)
施設概要	鉄骨 A L C 造地上 2 階地下 1 階/延床面積 627 m ²
建設年度	平成 4 年 6 月～平成 5 年 3 月
汚泥処理施設	
処理能力	2.4 トン/時間 (1.2 トン×2 基)
処理方式	ごみ混焼方式 (炉内 直接投入)
施設概要	鉄骨 A L C 造地上 2 階地下 1 階/延床面積 207 m ²
建設年度	平成 2 年 9 月～平成 3 年 3 月
一般廃棄物最終処分場施設 (夢の杜おた)	
埋立面積	19,400 m ²
埋立容量	116,800 m ³
施設概要	管理棟 1 棟、雨水調整池 4,900 m ³ 、浸出水調整池 2,000 m ³ 、浸出水処理施設 (能力 80 m ³ /日)
建設年度	平成 5 年 8 月～平成 7 年 3 月

資料：鯖江広域衛生施設組合

3 処理に関する条件設定

町内で発生した災害廃棄物は、町内の人材、資機材等を活用しながら、基本的に鯖江クリーンセンターにおいて適正処理を行う。

また、被災地の早期復旧、復興のためには、環境に配慮しながら、災害廃棄物を早期に処理することが最重要であり、東日本大震災や阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理の事例から、概ね3年以内に処理を終了することを基本とする。

処理の条件設定

設定項目		設定内容
処理体制		鯖江クリーンセンター → 県内処理施設・民間処理
撤去期間	震災廃棄物	1年（震災発生時点から家屋等を解体し、発生したがれきを解体現場から仮置場等に撤去し終わるまでの期間）
	水害廃棄物	3か月（水害発生時点から、発生した水害廃棄物を仮置場等に撤去・運搬し終わるまでの期間）
処理期間	震災廃棄物	3年
	水害廃棄物	1年

4 災害時に確保すべき能力

（1）民間の災害廃棄物の処理・処分施設の能力

県と（一社）福井県産業資源循環協会は、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理・処分等に関し、協力協定を締結しており、発災時には町が県に要請することにより、（一社）福井県産業資源循環協会の協力が得られることとなっている。

（2）処理能力の確保

本計画では、概ね3年以内に災害廃棄物等の処理を終えることを目標としており、これを実現するにあたり、鯖江広域衛生施設組合の廃棄物処理施設で処理できない災害廃棄物については、県と県内他市町等との調整により、処理施設の余力を活用し、処理を行う広域処理や民間処理事業者の活用を検討する。

5 解体・撤去の指針

(1) 解体撤去作業の進め方

発災直後は人命救助を最優先するために、緊急車両等の通行の妨げとなる道路上の散乱物や道路を塞いでいる損壊建物等の撤去等を行う必要がある。

道路啓開は国、県及び本町関係部署が行うが、道路啓開により発生したがれき等については、町が仮置場等へ搬入する。

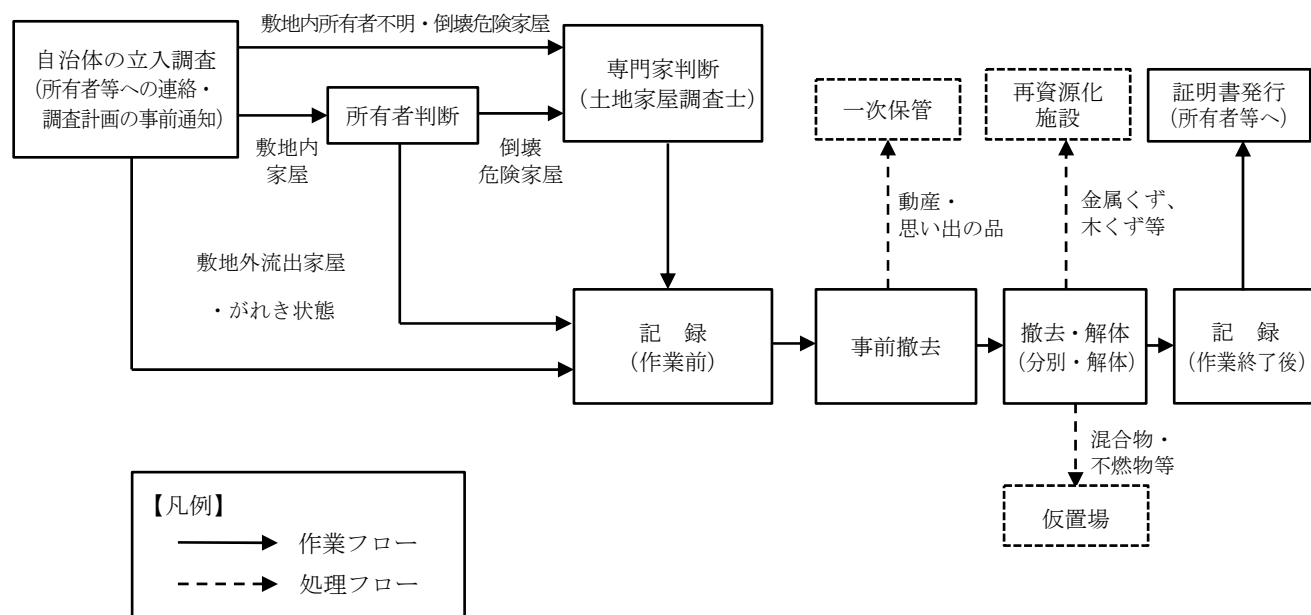
なお、損壊建物等の解体撤去等については、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」により、損壊家屋に対する国の方針が示されており、本指針等を参考に適正に処理するものとする。

東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

【指針の概要】
① 倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者等利害関係者の連絡承諾を得て、又は連絡が取れない場合には承諾がなくても撤去することができる。
② 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者への連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。
③ 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。それ以外のものについては、撤去・破棄できる。
④ アスベストが混入しているおそれがある場合は、飛散等防止を行いながら別に集積し、法令等に従って処理を行う。

資料：東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針（平成23年3月、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）

損壊家屋等の解体・撤去に関する作業・処理フロー



資料：災害廃棄物対策指針技術資料（令和2年3月、環境省）【技 19-1】

【留意点】
① 家屋の解体等は、建築・土木関係の技術的な事務もあるため、技術系部署の応援を要請する必要がある。
② 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。（どうしても連絡が取れない場合は、災害対策基本法第64条第2項に基づき、承諾がなくとも撤去することができる。）
③ 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
④ 撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。
⑤ 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、粉塵等の飛散防止等のため適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
⑥ 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

資料：災害廃棄物対策指針技術資料（令和2年3月、環境省）【技 19-1】

(2) 被災家屋等の解体・撤去

被災家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって行う。ただし、国が特例措置として、町が損壊家屋等の解体を実施する分を補助金対象とする場合がある（公費解体）。

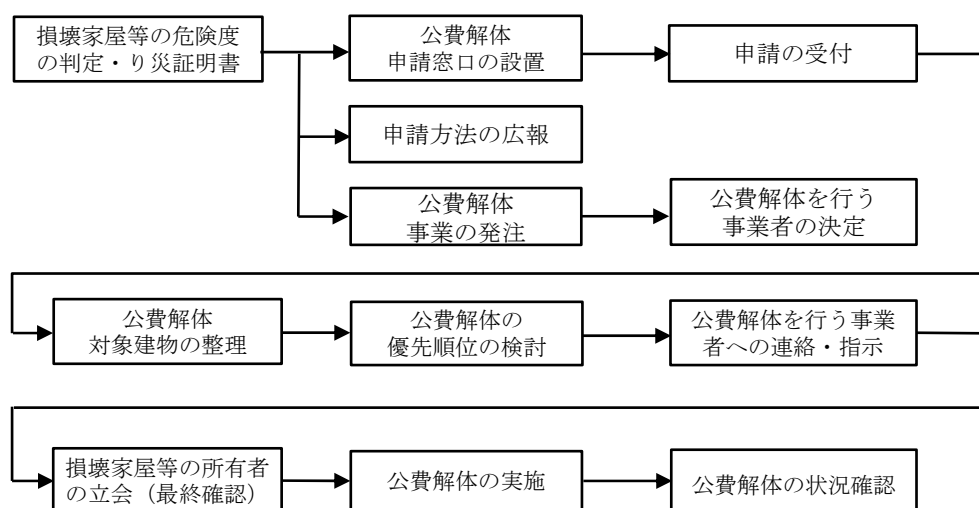
災害の規模等によって補助金対象かどうか異なるため、環境省に確認し、補助金の対象となる場合は本町で公費解体を行う。

公費解体を行う場合でも、残置物（家財道具、生活用品等）は所有者の責任で撤去してもらう必要があるため、所有者に対し、解体工事前に撤去するよう指示する。

① 公費解体の手順

公費解体を行う場合の手順を次に示す。

公費解体における手順の例



資料：災害廃棄物対策指針技術資料（令和2年3月、環境省）【技 19-2】

② 業者との契約

公費解体については、申請件数が少ない場合には1件ごとに解体工事の設計を行い、入札により業者を設定する。ただし、大規模災害において、1件ずつの契約が現実的でない場合は、解体標準単価を設定し、随意契約（単価契約）等を検討する必要がある。

(3) 解体撤去時の周辺環境対策

解体撤去時は、周辺環境に及ぼす影響を最小限とするよう、次の点について配慮する。

① 騒音、振動等対策

解体時の騒音、振動の抑制への配慮や解体時の粉じんの発生を最小限に抑える。

② 石綿（アスベスト）対策

石綿含有成形板等のレベル3*の建材は多くの家屋に使用されており、解体撤去工

事に当たり、石綿に関する事前調査が必要となる。

事前調査により把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

石綿含有建材を使用した被災家屋の解体・撤去、石綿を含有する廃棄物の撤去や収集・運搬に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）」等を参考に安全に配慮する。

※レベル3：発じん性（粉じんの発生のしやすさ）による分類で、危険性の高いものがレベル1とされ、その後、レベル2、レベル3と続く。レベル3は、石綿含有建材で、割れにくい建材であり、注意をして取り外しを行えば飛散のリスクは低い。

③ 太陽光パネル、蓄電池等への対応

太陽光パネルは、地震や台風等によって損壊又は水没しても、日光が当たると発電するため、接触すると感電するおそれがある。また、鉛、セレンといった有害物質を含むものもあることから、損壊等により有害物質が流出するおそれがある。

周辺環境対策として、太陽光パネルの放置、不法投棄を防止するとともに、廃棄にあっては、正しい手順を踏んで処分するものとする。

また、電気自動車やハイブリッド車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両を取扱う場合には、感電する危険性があることから、十分に安全性に配慮して作業を行う。

6 思い出の品等

(1) 対象とする思い出の品等

個人にとって価値があると認められる写真・位牌等思い出の品については、被災者の精神的な復興につながるものとして、町が保管場所を別途確保し、回収後清潔に保管するとともに、広報を行い持ち主への返却に努める。

貴重品、有価物の取扱いについては、警察と連携を図るほか、文化財等の場合は他の廃棄物と混在しないよう処理・保管等に留意する。

思い出の品等として回収の対象となるものは、次表に示すとおりである。

思い出の品等の回収対象

思い出の品等分類	内 容
思い出の品	アルバム、写真、位牌、卒業証書、賞状、手帳、成績表、PC HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメ 等
貴重品	金庫、財布、通帳、印鑑、貴金属 等

資料：災害廃棄物対策指針技術資料（平成 31 年 4 月、環境省）【技 24-17】

(2) 思い出の品等の取扱ルール

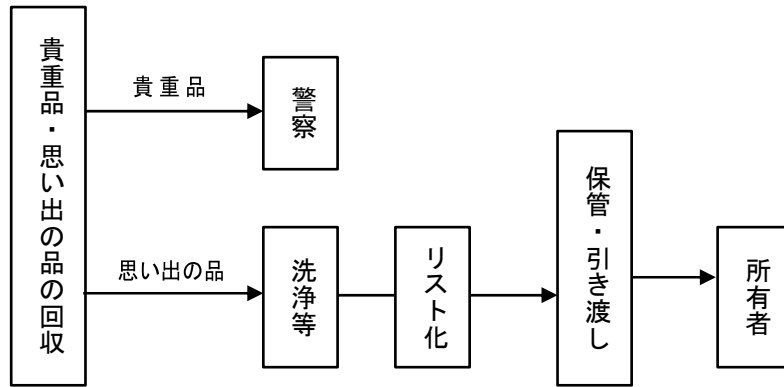
思い出の品等の取扱い及び思い出の品等の回収・引き渡しについては、次に示すとおりである。

思い出の品等の取扱ルール

項 目	内 容
持主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）現場で発見された場合はその都度回収する。また、住民、ボランティアの持込みによっても回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可

資料：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定、環境省）

回収・引渡しフロー



資料：災害廃棄物対策指針技術資料（平成 31 年 4 月、環境省）【技 24-17】

7 搬出・運搬の指針

(1) 搬出・運搬計画の策定

町は、災害廃棄物の搬出・運搬車両及び収集ルート等の被災状況について把握するとともに、町民の生活環境改善のため効率的な搬出・運搬計画を鯖江広域衛生施設組合、関係機関と協議して策定する。

① 収集ルートの検討

発災後においては廃棄物の搬出・運搬車両だけではなく、緊急物資の輸送車両等が限られたルートを利用する場合も想定されるため、町は、交通渋滞や避難所、仮置場の設置場所等を考慮した効率的な搬出・運搬ルートに関係機関と協議・検討する。また、鯖江広域衛生施設組合も被災していることも考えられるため、組合とも協議する。

② 通行上支障となる災害廃棄物の撤去

主要ルート等における通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、ルートの検討や搬出・運搬ルートについて町は、鯖江広域衛生施設組合、警察・消防等の関係機関と協議・検討し、搬出・運搬ルートにあたる道路の啓開を進める。

その際には、危険物・有害廃棄物、アスベストを含む建築物等の情報を共有する。

③ 搬出・運搬車両等の確保

町は、災害廃棄物、避難所及び家庭から排出される廃棄物を収集運搬するための車両が不足する場合には、県への支援要請や民間業者に協力を依頼するなどにより、ダンプ、トラック等の収集運搬に必要な車両やバックホウやブルドーザー等の重機を確保する。

④ し尿処理の収集運搬

町は、仮設トイレや避難所から発生するし尿の収集について、利用者数等を考慮し、計画的に実施する。

(2) 搬出・運搬計画の見直し

町は、災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の閉鎖、避難所の縮小等の変化に応じて、搬出・運搬車両計画を見直し、搬出・運搬の効率化を図る。

8 仮置場の運用計画

(1) 仮置場の運営・管理

仮置場におけるトラブル等を回避するため、町は次表の内容に留意して仮置場の運営・管理を行うものとする。

仮置場の運営・管理

飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ・ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。 ・仮置場周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処分を行う。 ・殺虫剂等薬剤の散布を行う。
火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性廃棄物は、積み上げ高さは5 m以下、災害廃棄物の山の設置面積は200 m²以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は2 m以上となるよう留意する。（次頁参照）
仮置場の監視	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。 ・生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場入口に管理員を配置し、確認・説明を行う。 ・仮置場の搬入・受入時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖する。 ・夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
災害廃棄物の数量の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により台貫*等による計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、踏み抜き防止の中敷き、手袋、長袖の作業着を着用する。

※台貫：積載物の重量を測定する大型の秤

資料：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成29年3月、環境省東北地方環境事務所）



ネットで覆われた災害廃棄物
(飛散防止策)

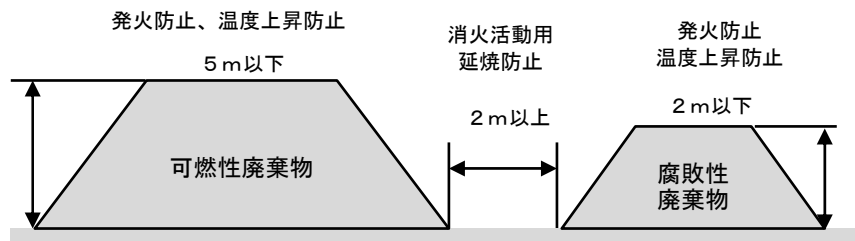


監視のための管理員の配置

資料：災害廃棄物処理優良取組事例集(グッドプラクティス集)（環境省現地災害対策本部）

仮置場における火災予防

- ・発火や温度上昇を防止するため、可燃物の積上げ高さを5 m以下（畳等の腐敗性廃棄物は2 m以下）、一山あたりの設置面積を200 m²以下（腐敗性廃棄物は100 m²以下）とする。
- ・火災が発生した場合の消火活動や延焼防止のため、積み上げられる山と山は2 m以上離して集積する。
- ・積み上げられた山の上で作業する重機の活動範囲を日単位で変更すること（毎日同じ場所に乗らない）。
- ・数週間に1度は仮置場の堆積物の切り返しを行い、積み上げたままの状態を長期放置しないようにすること。
- ・ガスボンベ、ライター、灯油缶、バイク等の燃料を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物の混在を避ける。また、これらを含む可能性のある家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物を近接させない。
- ・消火用水や消火器を準備しておく。



資料：仮置場に関する検討結果（平成31年2月、環境省東北地方環境事務所・仮置場に関する部会）
仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）（国立環境研究所）

（2）仮置場の復旧

仮置場となった土地については、清掃及び消毒を実施する。

また、仮置場の返却にあたり、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

9 再利用・再資源化施設、処理施設、処分場への運送手段

仮置場から再利用・再資源化施設への災害廃棄物の輸送は、運搬業者に委託した車両を用い、効率的に行う。鯖江クリーンセンターへは、町あるいは委託業者の所有する車両により輸送する。

10 災害廃棄物の再利用・再資源化、処理対策

(1) 分別

災害廃棄物の多くは、様々な性状のものが混合状態で発生するが、このような混合状態のままでは、リサイクルすることも可燃物として焼却処理することもできない。

このため、廃棄物の排出や損壊家屋等の解体・撤去段階から分別を徹底するとともに、仮置場等における分別を実施する。

解体・撤去時、住民用仮置場、一次仮置場、二次仮置場での分別方法は、次のとおりとする。

分別の方法

分類	方法	分別区分
解体・撤去時	損壊家屋等の解体・撤去時の分別種別は右のとおりとし、一次仮置場の確保状況や処理の見通しを踏まえ、更に細かい分別を実施することも検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ① 可燃物 ② 木くず ③ 不燃物 ④ がれき類（コンクリートがら） ⑤ 金属くず（金属スクラップ） ⑥ 混合廃棄物（①～⑤を最大限分別した後の混合廃棄物）
住民用仮置場	看板の設置等により区画を整理し、右の品目別例を参考に、分別して集積する。	<ul style="list-style-type: none"> ① 可燃物 ② がれき類（コンクリートがら） ③ 金属くず（金属スクラップ） ④ ガラスや陶器等の不燃物 ⑤ 壊れた家具 ⑥ 廃家電（可能であれば、家電4品目・パソコンは品目別に集積する） ⑦ 有害・危険物（消火器・ボンベ・灯油等）
一次仮置場	一次仮置場では、二次仮置場での選別・リサイクルを効率的に行うため、右のとおり、重機及び手選別により、木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物に粗選別を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ① 混合状態にある災害廃棄物から、バックホウ等により、木くず、コンクリートがらを分離し、大まかな選別を行う。 ② ふるい機を用いて付着している土砂等の不燃物を分離する。 ③ 重機を用いて磁力による選別により金属くずを分離する。 ④ 敷地に廃棄物を展開し、目視による手選別で細かな選別を実施する。
二次仮置場	一次仮置場で粗選別された廃棄物を移送し、更に破碎、精選別等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 更に細かく破碎し、精選別（種類組成別の選別、異物・処理困難物の除去等）や必要に応じて洗浄等を行い、再生資材等に利用可能なものと焼却・埋立処理が必要なものとに分別する。

(2) 処理・再資源化

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮等に有効であるため、下表の処理方法に基づき、適正な処理と再資源化を進める。

災害廃棄物の再資源化の方法例

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
可燃物	分別可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> 家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用。 塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい。
	分別不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> 脱塩・破碎後、焼却し、埋立等適性処理を行う。
コンクリートがら		<ul style="list-style-type: none"> 40 mm以下に破碎し、路盤材（再生クラッシュラン）、液状化対策材、埋立材として利用。 埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシュラン・再生砂）として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う。 5～25 mmに破碎し、二次破碎を複数回行うことで再生粗骨材Mに利用。
木くず		<ul style="list-style-type: none"> 生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用。 家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用。
金属くず		<ul style="list-style-type: none"> 有価物として売却。
家電	リサイクル可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は指定引取場所に搬入してリサイクルする。
	リサイクル不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。
自動車		<ul style="list-style-type: none"> 自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次仮置場で保管する。
廃タイヤ	使用可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> 現物のまま公園等で活用。 破碎・裁断処理後、タイヤチップ（商品化）し製紙会社、セメント会社等へ売却する。 丸タイヤのままの場合域外にて破碎後、適宜リサイクルする。 有価物として買取業者に引渡し後、域外にて適宜リサイクルする。
	使用不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> 破碎後、埋立・焼却を行う。
木くず混入土砂		<ul style="list-style-type: none"> 最終処分を行う。 異物除去・カルシア系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用することが可能である。その場合除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である。

資料：災害廃棄物対策指針技術資料（平成31年4月、環境省）【技22】

11 環境対策・モニタリング

環境対策及びモニタリングを行うことにより、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺等における地域住民の生活環境への影響を防止する。

町は、環境モニタリング結果を踏まえ、環境基準を超過する等周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には、専門家等の意見を求め、的確な対策を講じ、環境影響を最小限に抑えるものとする。

環境モニタリング項目の例は、下表のとおりである。

災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

資料：災害廃棄物対策指針技術資料（平成31年4月、環境省）【技18-5】

第5章 ごみ処理計画

1 処理施設及び収集能力

(1) 鯖江クリーンセンターの処理能力

鯖江クリーンセンターのごみ焼却施設の能力は、「第4章 災害廃棄物処理計画 2 災害廃棄物の処理・処分（再利用・再資源化）における処理能力 (1) 鯖江クリーンセンターの能力」のとおりである。

(2) 災害時に補完すべき能力

被災後は、家庭ごみ（粗大ごみを除く）のごみ量自体の大幅な増加はないが、道路の不通や渋滞により収集効率が通常時の数分の一に低下することから、許可業者に協力を依頼し、収集車の調達を図る。

特に、粗大ごみは、地震発生後には大幅に増加することが予測され、収集車両の大幅な確保が必要になる。

2 ごみ収集・運搬体制

(1) 生活ごみ

① 被害状況の把握

生活ごみの収集・処理体制を確立するため、発災後速やかに処理施設や運搬ルート上の被害状況を把握し、ルートの安全性の確認を行う。収集運搬車両や処理施設の被災により収集能力が不足する場合は、県や近隣市町等に対して、ごみ等の収集運搬、一時保管、必要な人員の確保及び機材等の提供について支援を要請する。

② 収集運搬体制

生活ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しないこととする。

ただし、道路の被災等により著しく収集効率が低下した場合や一時的・局所的に大量の生活ごみが排出された場合等については、住民の生活環境への影響を考慮し、早朝・夜間収集や腐敗性の高い食品残渣等を優先して回収し、腐敗性の低い物は、一時的に住民用仮置場で保管するなどの対策を講ずる。

③ ごみの分別

町は、住民に対して、家庭における生活ごみ排出の抑制やごみの分別排出の呼びかけを行う。ごみの分別は、平常通り可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、紙パック、プラスチック製容器包装等）及び有害ごみに分別する。

(2) 避難所から排出されるごみ

① 分別・排出

避難所から排出されるごみは、仮置場に搬入せず、避難所毎に分別・排出することとし、避難所開設場所周辺に一時的な保管場所を確保できるよう調整を行う。

また、可能な限り分別を行うこととし、通常的生活ごみと同じ分類で分別することを基本とする。

② 収集運搬体制

避難所の開設状況、避難者数等の情報を把握し、平時の収集ルートに避難所を加え、生活ごみの収集と併せて収集する。収集能力が不足する場合は、県及び近隣市町等に対して協力・支援を要請する。

③ 避難所で発生する廃棄物

避難所で発生する廃棄物の管理方法について次に示す。

災害発生直後は、支援物資等に係るダンボールや包装ごみ、飲料水のペットボトルが発生する。断水が続いている場合には、弁当がらやカップめん等の食品容器や飲料容器が大量に発生することに留意する。

また、災害発生後は、避難所や家庭から排出される避難所ごみや生活ごみが一時的に増加するため、収集車両の台数が不足することが見込まれる。

このため、生ごみ等の腐敗性廃棄物やし尿汚物など、衛生面で保管に問題のある廃棄物から優先的に収集する必要がある。

避難所で発生する廃棄物（例）

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。処理事例として近隣農家や酪農家等により堆肥化を行った例もある。
段ボール	食料の梱包	分別して保管する。新聞等も分別する。
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管する。
衣類	洗濯できないことによる着替え等	分別保管する。
し尿	携帯トイレ 仮設トイレ	携帯トイレを使用する。ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要である。
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ）	医療行為	・保管のための専用容器の安全な設置及び管理 ・収集方法にかかる医療行為との調整（回収方法、処理方法等）

資料：災害廃棄物対策指針技術資料（令和2年3月、環境省）【技16-1】

参考) 越前町指定避難所一覧

〈朝日地区〉

避難地区名称	施設名称	所在地	電話
西田中・内郡・朝日一・三区・ 上川去・春日・岩開・佐々生・ 宇田・気比庄・田中・市・乙坂・ 栃川・天王・宝泉寺	朝日小学校	天王5-7	0778-34-0031
	朝日中学校	気比庄51-5-1	0778-34-0061
	朝日中学校陽光館 (朝日体育館)	気比庄57-57	—
	越前町生涯学習センター	内郡13-19-3	0778-34-2000
	B & G 海洋センター体育館	朝日22-35	0778-34-2229
朝日二区・金谷・青野・頭谷・ 菜原・境野	常磐小学校	青野20-9	0778-34-1374
横山・牛越・野末・大畑・小倉・ 葛野・野田・下糸生・脇・大谷 寺・中野・上糸生・大玉・清水・ 森・杖立・小川・真木・天谷	糸生小学校	上糸生81-19	0778-34-5002
	越前町生涯学習センター 糸生分館(旧糸生中学校)	小倉89-53	0778-34-5001
田中・市(右岸)	越前町立図書館	西田中2丁目210	0778-34-0395
朝日地区全域	丹生高等学校	内郡41-18-1	0778-34-0027

〈宮崎地区〉

避難地区名称	施設名称	所在地	電話
宮崎地区全域	宮崎コミュニティセンター	江波50-80-1	0778-32-2000
熊谷・古屋・増谷・小曾原	越前陶芸村文化交流会館	小曾原7-8	0778-32-3200
江波・広野・蚊谷寺	宮崎小学校	江波122-1	0778-32-2002
江波(天王川左岸側)・広野・ 蚊谷寺	宮崎中央保育所	江波67-14	0778-32-2067
檜津・八田新保・舟場・八田・ 円満・上野・野・宇須尾・大谷・ 蟬口・寺	宮崎中学校	檜津20-20	0778-32-2032

〈越前地区〉

避難地区名称	施設名称	所在地	電話
越前地区全域	越前コミュニティセンター	道口1-24-1	0778-37-1501
玉川・血ヶ平・左右・梨子ヶ平・梅浦・宿・新保・城ヶ谷・小樟・大樟	四ヶ浦小学校	小樟42-175	0778-37-0625
道口・厨・茂原・白浜・高佐・米ノ・午房ヶ平・六呂師	城崎小学校	茂原4-8-1	0778-37-1031
小樟・大樟・道口・厨	越前中学校	大樟14-19	0778-37-1200
玉川・血ヶ平・左右・梨子ヶ平・梅浦・宿・新保・城ヶ谷	越前サブコミュニティセンター	梅浦60-2-1	0778-37-2200
	越前町営越前体育館	梅浦60-1-2	0778-37-2200
	越前地域福祉センター	梅浦60-15	0778-37-0627
道口・厨・茂原・白浜	アクティブランド体育館	厨71-326-1	0778-37-2360
高佐・米ノ・午房ヶ平・六呂師	越前町健康交流ホール (旧城崎南保育所)	米ノ46-12	0778-39-1801

〈織田地区〉

避難地区名称	施設名称	所在地	電話
織田地区全域	織田コミュニティセンター	織田36-1	0778-36-1111
市場・堤・四ツ杉・下山中・上山中・上戸	織田小学校	大王丸20-17	0778-36-0019
細野・岩倉・笹川・桜谷・山田・赤井谷・脇谷・丸山・西ヶ丘・入尾・笈松・萩野の里	萩野小学校	細野73-23	0778-36-0028
上野・矢倉・平等・下河原	織田中学校	下河原37-2-10	0778-36-0059
	織田勤労者体育館	下河原37-16-6	0778-36-1175
寺家・杉の花・中・大王丸・三崎・打越	織田農村環境改善センター	織田109-57	0778-36-2141
	織田保健福祉センター	織田106-51-1	0778-36-0698

(3) 家庭ごみ（避難所ごみ）発生量の推計

$$\text{家庭ごみ発生量 (t/日)} = \text{平常時の1人} \cdot \text{1日当たりの家庭系ごみ発生量 (g/人} \cdot \text{日)} \\ \times \text{避難住民数 (人)}$$

○平常時の1人・1日当たりの家庭系ごみ発生量 (g/人・日) : 657 g

(資料 : 越前町一般廃棄物処理基本計画)

○避難住民数 : 4,866 人

(資料 : 越前町地域防災計画)

浦底一柳ヶ瀬山断層帯地震発生時における、家庭ごみ（避難所ごみ）発生量を推計すると、町全体で3.20 t、朝日地区で1.37 t、宮崎地区で0.55 t、越前地区で0.64 t、織田地区で0.64 tとなった。

家庭ごみ（避難所ごみ）発生量の推計結果

地区	家庭ごみ発生量 (g)	家庭ごみ発生量 (t)
町全体	3,196,962	3.20
朝日地区	1,367,775	1.37
宮崎地区	550,402	0.55
越前地区	642,499	0.64
織田地区	636,286	0.64

3 処理体制

(1) 処理体制

ごみの処理は、基本的には通常時と同様とする。ただし、粗大ごみの増加に対応するため、近隣の災害廃棄物の仮置場に粗大ごみの一時保管場所を設け、一時的に保管した後、外部委託で処理する。

また、可燃ごみは生ごみを含むため、貯留せず収集後直ちに焼却する。

なお、鯖江クリーンセンターが損壊等した場合は、迅速な処理体制の確保に努める。

(2) 衛生対策

① 害虫駆除

町は、消石灰、消毒剤等により害虫発生防止を図るとともに、害虫等が発生した場合は、殺虫剤等の散布により、害虫等を駆除する。

② 感染性廃棄物の取扱い

避難所において発生する注射針（個人管理のインスリン注射針）や血が付着したガーゼ等の感染性廃棄物については、専用の保管容器を設置するとともに、回収方法、処理方法等について医療機関と調整を行い、保管、回収、処理の安全を確保する。

第6章 し尿処理計画

1 処理施設及び収集能力

(1) 処理施設の能力

本町におけるし尿の処理は、鯖江広域衛生施設組合のし尿処理施設で行っている。

し尿処理施設の能力は、「第4章 災害廃棄物処理計画 2 災害廃棄物の処理・処分（再利用・再資源化）における処理能力 (1) 鯖江クリーンセンターの能力」のとおりである。

(2) 災害時に補完すべき能力

発災後、仮設トイレの設置により収集すべきし尿の量は、通常時に比べて大幅に増加する。仮設トイレの設置場所は、指定避難所を中心に計画する。道路の不通や渋滞により収集効率が低下することから、許可業者に協力を依頼し、し尿収集車を最大限に調達する。

2 仮設トイレの配置計画

発災後、仮設トイレ等の必要な場所及び数量を把握した上で、速やかに避難所において、町が備蓄している仮設トイレ（汲取）や簡易トイレ等（便収納袋で凝固）を設置し、また、断水世帯については、自宅トイレの便座等に装着して使用できる便収納袋を配布する。なお、仮設トイレ等の備蓄数が不足する場合は、県や近隣市町、協定締結事業者等からの手配を行う。

(1) し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数

し尿収集必要量は、平時のし尿処理状況、被害想定に基づく上水道支障率、避難所避難者数（浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震）等から推計する。

また、仮設トイレの必要設置数は、仮設トイレの平均的容量を400L、収集頻度を3日に1回とした場合について推計する。

し尿収集必要量の推計方法、仮設トイレ必要設置数の推計方法、平時のし尿処理状況を次に示す。

し尿収集必要量の推計方法

【前提条件】

- ・断水のおそれがあることを考慮し、避難所に避難する住民全員が仮設トイレを利用する避難所は一時に多くの人数を収容することから、既存のトイレでは処理しきれないと仮定する。
- ・断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も仮設トイレを使用すると仮定する。
- ・断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は給水、井戸水等により用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定する。

し尿収集必要量

＝災害時におけるし尿収集必要人数×1日1人平均排出量

＝(①仮設トイレ必要人数+②非水洗化区域し尿収集人口)×③1人1日平均排出量

①仮設トイレ必要人数＝避難者数+断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数＝{水洗化人口－避難者数×(水洗化人口/総人口)}
×上水道支障率×1/2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数
(下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)

総人口：水洗化人口+非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口＝汲取人口－避難者数×(汲取人口/総人口)

汲取人口：計画収集人口

③1人1日平均排出量＝1.7L/人・日

資料：災害廃棄物対策指針技術資料（令和2年3月、環境省）【技14-3】

仮設トイレ必要設置数の推計方法

仮設トイレ必要設置数＝仮設トイレ必要人数/仮設トイレ設置目安

仮設トイレ設置目安＝仮設トイレの容量/し尿の1人1日平均排出量/収集計画

仮設トイレの平均的容量：400L/基

し尿の1人1日平均排出量：例1.7L/人・日

収集計画：3日（3日に1回の収集）

資料：災害廃棄物対策指針技術資料（令和2年3月、環境省）【技14-3】

越前町の平時のし尿処理状況

総人口（非水洗化人口+水洗化人口）合計	人	21,361
非水洗化人口（計画収集人口+自家処理人口）合計	人	1,097
非水洗化率	%	5.1
計画収集人口	人	1,097
自家処理人口	人	0
水洗化人口（公共下水道人口+コミュニティプラント人口+浄化槽人口）合計	人	20,264
水洗化率(水洗化人口)	%	94.9
公共下水道人口	人	13,647
水洗化率(公共下水道)	%	63.9
コミュニティプラント人口	人	0
水洗化率(コミュニティプラント)	%	0
浄化槽人口	人	6,617
合併処理浄化槽人口	人	6,132
水洗化率(浄化槽人口)	%	31.0

資料：令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省廃棄物処理技術情報)

浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震発生時における、し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数等の結果は、次に示すとおりである。

し尿収集必要量は1日当たり町全体で18.8kℓ、朝日地区で8.1kℓ、宮崎地区で3.2kℓ、越前地区で3.8kℓ、織田地区で3.7kℓの見込みである。

また、400ℓの容量の仮設トイレを使用し3日間隔で収集する場合、町全体で131基、朝日地区で56基、宮崎地区で23基、越前地区で26基、織田地区で26基の仮設トイレが必要と推計された。

し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数

項目	計算条件・計算結果				
	町全体	朝日地区	宮崎地区	越前地区	織田地区
上水道支障率	68.6%				
災害時におけるし尿収集必要人数(人)	11,080	4,740	1,908	2,227	2,205
仮設トイレ必要人数(人)	10,233	4,378	1,762	2,057	2,036
断水による仮設トイレ必要人数(人)	5,367	2,296	924	1,079	1,068
避難者数(人)	4,866	2,082	838	978	968
非水洗化区域し尿収集人口(人)	847	362	146	170	169
し尿収集必要量(kℓ/日)	18.8	8.1	3.2	3.8	3.7
仮設トイレ必要基数(基)	131	56	23	26	26

3 仮設トイレの維持管理体制

仮設トイレの設置・維持管理における留意事項を次に示す。設置にあたっては、衛生対策や高齢者、障がい者、女性、子どもへの配慮に努める。

また、仮設トイレが設置されるまでの数日から数週間は、災害用組立トイレや簡易トイレ等によって対応することが必要になるため、このことを踏まえた資機材の備蓄に努める。

仮設トイレの設置・維持管理における留意事項

注意事項	東日本大震災での対応事例等
衛生対策	<ul style="list-style-type: none">・仮設トイレは水洗式と非水洗式があるが、衛生面を考慮すると水洗式が望ましい。ただし、冬季は洗浄水凍結防止の不凍液が必要となる。・水が十分に確保できない状況では、手指の消毒液を設置する。・トイレの使用・清掃ルールを作り、きれいな使い方や消毒を徹底する。・使用済みのトイレットペーパーを便槽に入れずに、ビニール袋等に分別することで汲み取りが必要となるまでの期間を延ばすことができる。・感染症予防のために、下痢の方専用のトイレを設置する。・男性用小便器のみの仮設トイレを設置する。・簡易トイレ（携帯トイレ）使用後は衛生面から保管に留意が必要となる。
高齢者、障がい者、女性、子どもへの配慮	<ul style="list-style-type: none">・仮設トイレは、当初から女性用を別に設置し、女性用トイレの割合を増やすとともに、昼夜を問わず安心して利用できる環境を整備する。・仮設トイレは和式と洋式をバランスよく配備する。（使用する人により洋式と和式の要望は異なる）・高齢者や障がい者等の移動が困難な方には、簡易トイレ（携帯トイレ）が望ましい場合がある。・子ども用、高齢者用のおむつや生理用品、子ども用便座等を準備する。

資料：巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか～東日本大震災の事例から学ぶもの～（平成27年3月、環境省東北地方環境事務所）に一部加筆・修正

4 し尿処理体制・処理体制の復旧

(1) し尿回収の体制の整備

し尿の収集運搬は、災害発生後速やかに開始することを目標とし、収集運搬体制を整える。収集にあたっては、仮設トイレの利用者数等を考慮したうえで優先順位を決定し、収集作業の指示を行う。

被災により収集が困難な場合には、県に支援を要請し、収集運搬体制を確保する。

(2) 処理

収集運搬したし尿は、鯖江クリーンセンターのし尿処理施設で処理を行うが、被災により、し尿処理施設での処理が困難な場合は、県に調整を依頼し、広域処理等を行う。

(3) し尿処理体制の復旧

上水道の復旧や避難住民の帰宅の状況に基づき仮設トイレの必要性を把握し、計画的に撤去を行う。仮設トイレが複数設置されている場合は、必要性の低下に応じて追加的に調達したものを撤去する。

撤去した仮設トイレは洗浄した後、調達先に返却する。

第7章 適正処理が困難な廃棄物等への対応

1 危険物・有害廃棄物等の処理

消火器、高圧ガスボンベ等の危険物や農薬・薬品類、廃石綿等の有害廃棄物について、生活環境保全及び作業環境安全の観点から他の災害廃棄物と分けて収集し、専門処理業者等へ委託して適正に処理する。

危険物・有害廃棄物等の処理方法・留意点

危険物・有害廃棄物等	処理方法	取扱上の留意点
消火器	既存のリサイクル回収システム（特定窓口、特定引取場所）等への引取依頼・再生利用（日本消火器工業会）	分別保管
L P ガスボンベ	専門業者による回収処理（全国L P ガス協会）	分別保管
高圧ガスボンベ	専門業者による回収処理（高圧ガス保安協会、地方高圧ガス管理委員会）	分別保管、所有者が判明した場合は所有者へ返却
燃料タンク（灯油等）	取扱店、ガソリンスタンド等へ引取依頼	分別保管、漏出防止
有機溶剤（シンナー等）	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、漏出防止
廃蛍光灯	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管、破損防止
廃乾電池	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管
バッテリー	リサイクル取扱店へ引取依頼	分別保管
農薬・薬品類・農機具	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、移替等禁止
感染性廃棄物	専門業者、許可業者による回収処理	分別保管
P C B 含有廃棄物（トランス、コンデンサ等）	P C B 廃棄物は、P C B 特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理	分別保管、破損漏洩防止 P C B 含有不明の場合は、含有物として取扱う
廃石綿等、石綿含有廃棄物	原則として仮置場へ搬入せず、直接溶融処理または管理型最終処分場に搬入	石綿含有廃棄物を仮置場で一時保管する場合は、密封して梱包材の破損防止を徹底
太陽光発電設備	日照時は発電により感電のおそれがあるため、取扱時は注意する。太陽電池パネルを廃棄場に運ぶ際には、念のため、ガラスを金づちなどで細かく破砕する。	
漁具・漁網	漁具・漁網は破砕機による処理が困難であり、漁網には鉛等が含まれていることから分別する。埋立処分されることが多い。焼却する場合は主灰・飛灰等の鉛濃度を監視しながら処分を進める。	
廃船舶（F R P 船）	被災船舶の処理は、所有者が行うことが原則である。F R P 船は、「F R P 船リサイクルシステム」を利用する。	
廃自動車	被災自動車の処分は、原則として所有者の意思確認が必要である。自動車リサイクル法のルートで処理を行う。	

資料：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成30年3月、環境省東北地方環境事務所）を基に作成

2 主な適正処理困難物の処理対策

(1) 津波堆積物の処理

津波堆積物は、その性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）によって適正な処理方法が異なるため、コストを考慮した上で、適切な処理方法を総合的に判断するが、可能な限り復興資材等として活用し、最終処分量の削減に努める。ただし、津波堆積物は、有害物が混入している場合や再生資源として利用可能な場合があるため、特別な事情がある場合を除いて海洋投入は行わない。

東日本大震災においては、津波堆積物は、防波堤工事の裏込め材等復興資材として極めて高い割合で再生利用が図られた。

なお、処理にあたっては、悪臭等により住民の生活環境へ影響を及ぼすヘドロ等を優先的に除去する。

(2) 海岸廃棄物の処理

本町は、長い海岸線を有しており、発災時には流竹木等が大量に発生する可能性がある。海岸廃棄物の処分については、海岸管理者と協議して適正に処理するとともに、分別して再資源化できるものは、資源化を図る。

(3) 太陽光パネルの処理

太陽光発電設備の処分ルートとしては、太陽光発電設備メーカールート、建物解体業者等ルート、太陽光発電設備撤去事業者ルート、リユース業者ルートが考えられるが、いずれも原則として処理困難物として取扱い、メーカー、事業者により処理するものとする。

なお、住宅等に設置されていた太陽光電池パネルが破壊された家屋に残っている場合や屋根から外れて堆積している場合でも、太陽電池パネルに太陽の光が当たっているときは、発電している可能性があり、素手などで触れると感電する可能性があるため、処理に当たって注意する必要がある。

第8章 実効性の確保に向けて

1 職員の教育・訓練

災害が発生した際、災害廃棄物を速やかに処理するためには平素から関係職員の災害廃棄物処理に関するマネジメント能力の向上を図る必要がある。

このため、町は、次のような職員へ災害廃棄物に関する教育・訓練を実施し、災害廃棄物処理に精通した人材の育成を図る。

- 研修等により、本計画内容を職員へ周知する。
- 過去に経験した災害の記録や環境省等が公表している資料を用いて、ワークショップ、図上演習等の手法により職員に教育・訓練を行い、本町の災害廃棄物処理対策に活用する。
- 中部地方環境事務所（環境省）や県が開催する災害廃棄物処理関係の研修会、セミナー等に参加し、参加自治体との情報共有を進め、災害廃棄物処理に関する知識を蓄える。
- 他の市町村で災害があった場合、応援職員を派遣するなどして、災害廃棄物処理の実態を現地で体験させる。
- 状況を想定して行う図上訓練や防災訓練に災害廃棄物の視点を組み込むなど、教育訓練を工夫して実施する。
- 町職員は数年で人事異動があるため、定期的に教育・訓練を実施する。

2 本計画の見直し

本町の地域防災計画や国・県等の災害廃棄物対策の見直し、国内の大規模な災害における対策事例等により、本計画に見直しの必要が生じた場合は見直しを行う。